

(その1)

# 收支報告書



4 年分  
(令和 年 月 日開催分)

(ふりがな)

1 政治団体の名称

じゅうみんしゅとうさがけんしぶれんごうかい  
自由民主党佐賀県支部連合会

2 主たる事務所の所在地

佐賀市水ヶ江一丁目8番17号

3 代表者の氏名

留守茂幸

4 会計責任者の氏名

永沼彰

事務担当者の氏名

松原美寿

(電話) 0952-24-1286

(電話) \_\_\_\_\_

- 備考1. 「資金管理団体の指定の有無」欄の中の「□」については、12月31日現在の状況により、いずれかに「✓」を記入すること。
2. 「資金管理団体の指定の有無」欄の中の「公職の種類」、「資金管理団体の届出をした者の氏名」は、12月31日現在で資金管理団体として指定されている場合にのみ記載すること。
3. 「資金管理団体の指定の期間」欄には、12月31日現在での資金管理団体の指定の有無にかかわらず、当該年中において一部の期間のみ資金管理団体として指定されていた場合に、その期間を記載すること。なお、1月1日から12月31日まで通年で資金管理団体として指定されていた場合には記載を要しないこと。
4. 「国会議員関係政治団体の区分」欄の中の「□」については、12月31日現在で国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた場合にのみ「✓」を記入すること。
5. 「国会議員関係政治団体の区分」の欄の中の「公職の候補者の氏名」、「公職の種類」は、12月31日現在で国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた場合にのみ記載すること。
6. 「国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間」欄には、12月31日現在での国会議員関係政治団体に関する特例規定の適用の有無にかかわらず、当該年中において一部の期間のみ国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた場合に、その期間を記載すること。なお、1月1日から12月31日まで通年で国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた場合には記載を要しないこと。

政治団体の区分	
<input type="checkbox"/> 政 党	党
<input checked="" type="checkbox"/> 政 党 の 支 部	の規定による政治団体
<input type="checkbox"/> 政 治 資 金 団 体	その他の政治団体
<input type="checkbox"/> その他の政治団体の支部	

活動区域の区分	
<input type="checkbox"/> 2以上の都道府県の区域等	<input checked="" type="checkbox"/> 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無	
<input type="checkbox"/> 有	
<input checked="" type="checkbox"/> 無	
公職の種類	_____
資金管理団体の届出をした者	の氏名 _____
者の氏名	_____

国会議員関係政治団体の区分	
<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項 第1号に係る国会議員関係政治団体	
<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項 第2号に係る国会議員関係政治団体	
公職の候補者	の氏名 _____
の氏名	_____
公職の種類	_____

資金管理団体の指定の期間	
年 月 日	から
年 月 日	まで

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間	
年 月 日	から
年 月 日	まで

(その2)

## 収支の状況

### 1 収支の総括表

収入総額	十億	1	3	5	百萬	3	8	9	千	5	7	3
(前年からの繰越額)				7	1	2	1	8	3	2	8	
(本年の収入額)				6	4	1	7	1	2	4	5	
支出総額				7	5	4	3	0	8	0	3	
翌年への繰越額				5	9	9	5	8	7	7	0	

### 2 収入項目別金額の内訳

#### (1) 個人の負担する党費又は会費

金額	十億	8	0	6	2	千	3	2	5	円	
員数							1	0	1	2	4

8.424,925  
R7.1.30記入  
三月

#### (2) 寄附

ア 寄附(イを除く。)の区分	金	百万	額					備考			
(ア) 個人からの寄附	十億	7	8	2	5	千	0	0	0	円	
(イ) 法人その他の団体からの寄附									0		
(ウ) 政治団体からの寄附									0		
小計(ア)+(イ)+(ウ)		7	8	2	5	千	0	0	0	円	
[寄附のうち寄附のあっせんによるもの]									0		
イ 政党匿名寄附									0		
合計(ア+イ)		7	8	2	5	千	0	0	0	円	

(その5)

## (5) 本部又は支部から供与された交付金に係る収入

交付金を供与した本部又は支部の名称	金額	年月日	主たる事務所の所在地	備考
自由民主党本部	100,300	R4.3.25	東京都千代田区永田町一丁目11-23	本部助成金
"	490,500	3.28	"	"
"	81,960	4.20	"	"
"	176,760	6.20	"	"
"	138,205	6.24	"	"
"	88,380	6.28	"	"
"	373,790	9.5	"	"
"	199,040	9.15	"	"
# R7.1.30削除	R7.1.30削除	362,600	12.2 R7.1.30削除	# R7.1.30削除
"	100,000	12.9	"	"
"	91,140	12.20	"	"
"	1,350,000	R4.1.31	"	国民政治協会還付金
"	311,000	2.28	"	"
"	343,000	3.31	"	"
"	580,000	4.28	"	"
この頁の小計	4,786,675	4,424,075		
合計			R7.1.30削除	

備考 当該政治団体の本部又は支部から供与された交付金に係る収入については、交付金を供与した本部又は支部ごとに、その名称及び主たる事務所の所在地並びに当該交付金の金額及び供与を受けた年月日を該当欄に記載すること。

(その5)

## (5) 本部又は支部から供与された交付金に係る収入

交付金を供与した本部又は支部の名称	金額	年月日	主たる事務所の所在地	備考
自由民主党本部	206,000	R4.5.31	東京都千代田区永田町一丁目11-23	国民政治協会選付金
"	381,000	6.30	"	"
"	217,000	7.29	"	"
"	309,000	8.31	"	"
"	411,000	9.30	"	"
"	324,000	10.31	"	"
"	286,000	11.30	"	"
"	723,000	12.26	"	"
"	10,000,000	R4.4.6	"	政党交付金
"	2,200,000	4.28	"	"
"	2,200,000	7.29	"	"
"	1,000,000	8.25	"	"
"	2,200,000	10.31	"	"
"	2,200,000	12.23	"	"
この頁の小計	22,657,000			
合計				

備考 当該政治団体の本部又は支部から供与された交付金に係る収入については、交付金を供与した本部又は支部ごとに、その名称及び主たる事務所の所在地並びに当該交付金の金額及び供与を受けた年月日を該当欄に記載すること。

(その5)

(5) 本部又は支部から供与された交付金に係る収入

交付金を供与した本部又は支部の名称	金額	年月日	主たる事務所の所在地	備考
自由民主党佐賀市支部	45,000	R4.3.30	佐賀県佐賀市南佐賀1-6-21	
自由民主党佐賀県参議院選挙区第一支部	15,000,000	4.18	佐賀県佐賀市白山1丁目4-18	
自由民主党佐賀市支部	60,000	6.6	佐賀県佐賀市南佐賀1-6-21	
自由民主党唐津市支部	60,000	6.9	佐賀県唐津市湊町729-2	
この頁の小計	15,165,000			
合計	42,608,675	42,246,075 R7.1.10 訂正	永認	

備考 当該政治団体の本部又は支部から供与された交付金に係る収入については、交付金を供与した本部又は支部ごとに、その名称及び主たる事務所の所在地並びに当該交付金の金額及び供与を受けた年月日を該当欄に記載すること。

(その6)

## (6) その他の収入

摘要	金額	備考
県議会政務調査事務負担金	300,000	2022/1/21 自由民主党佐賀県議会議員団
〃	300,000	2022/2/24 〃
〃	300,000	2022/3/18 〃
事務委託費	500,000	2022/3/22 一般財団法人 自由民主会館
県議会政務調査事務負担金	300,000	2022/4/21 自由民主党佐賀県議会議員団
〃	300,000	2022/5/20 〃
〃	300,000	2022/6/21 〃
〃	300,000	2022/7/21 〃
〃	300,000	2022/8/19 〃
〃	300,000	2022/9/21 〃
事務委託費	1,000,000	2022/9/26 一般財団法人 自由民主会館
県議会政務調査事務負担金	300,000	2022/10/21 自由民主党佐賀県議会議員団
〃	300,000	2022/11/21 〃
〃	300,000	2022/12/21 〃
事務委託費	500,000	2022/12/21 一般財団法人 自由民主会館
この頁の小計	5,600,000	
1件10万円未満のもの	75,245	
合 計	5,675,245	

備考 1. 1件当たりの金額(数回にわたってなされたときは、その合計金額)が、10万円以上のものについて、その基因となった事実並びにその金額及び年月日を記載し、1件当たりの金額が10万円未満のものについては一括してその合計金額を記載すること。

2. 「摘要」欄には、その基因となった事実を具体的に記載すること。
3. 「備考」欄には、年月日を記載すること。

(その7)

(7) 寄附の内訳			寄附者の区分	個人	
寄附者の氏名(団体にあっては、その名称)	金額	年月日	住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあっては、代表者の氏名)	備考
今村 雅弘	35,000	R4.1.7	佐賀県佐賀市神野東1-3-17 タスペランサ神野1005号	衆議院議員	
〃	35,000	2.10	〃	〃	
〃	35,000	3.10	〃	〃	
〃	35,000	4.8	〃	〃	
〃	35,000	5.10	〃	〃	
〃	35,000	6.10	〃	〃	
〃	35,000	7.8	〃	〃	
〃	60,000	8.5	〃	〃	
〃	35,000	8.10	〃	〃	
〃	35,000	9.9	〃	〃	
〃	35,000	10.7	〃	〃	
〃	35,000	11.10	〃	〃	
〃	35,000	12.9	〃	〃	
この頁の小計	480,000				
その他の寄附					
合計					

- 備考 1. 同一の者からの寄附で、その金額の合計額が、年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに、その者の氏名、住所及び職業(団体にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。以下同じ。)、当該寄附の金額及び年月日並びに寄附者が上場・外資50%超会社(法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書に規定する日本法人をいう。4において同じ。)であるときはその旨を該当欄に記載すること。なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じ報告してもさしつかえないものであること。
2. 寄附は、「個人からの寄附」、「法人その他の団体からの寄附」又は「政治団体からの寄附」に分類し、それぞれ別様とすること。なお、「寄附者の区分」欄には、これらの区分を記載すること。また、本部又は支部から供与された交付金に係る収入は、寄附には該当しないため、「政治団体からの寄附」に含めないこと。
3. 個人からの寄附のうち、特定寄附については、例えば、甲野太郎が資金管理団体の届出をした者である場合には、「寄附者の氏名」欄に「特 甲野太郎」というように記載すること。
4. 法人その他の団体からの寄附のうち、上場・外資50%超会社からの寄附については、「備考」欄に「上場・外資50%超」というように記載すること。
5. 「その他の寄附」欄には、寄附のうち上記1により、その明細を記載したもの以外のものの合計金額を記載すること。

(その7)

(7) 寄附の内訳			寄附者の区分	個人	
寄附者の氏名(団体にあっては、その名称)	金額	年月日	住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあっては、代表者の氏名)	備考
岩田 和親	35,000	R4.1.7	佐賀県佐賀市中の小路7-1	衆議院議員	
〃	35,000	2.10	〃	〃	
〃	35,000	3.10	〃	〃	
〃	35,000	4.8	〃	〃	
〃	35,000	5.10	〃	〃	
〃	35,000	6.10	〃	〃	
〃	35,000	7.8	〃	〃	
〃	35,000	8.10	〃	〃	
〃	35,000	9.9	〃	〃	
〃	35,000	10.7	〃	〃	
〃	35,000	11.10	〃	〃	
〃	35,000	12.9	〃	〃	
この頁の小計	420,000				
その他の寄附					
合計					

- 備考 1. 同一の者からの寄附で、その金額の合計額が、年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者(とし)に、その者の氏名、住所及び職業(団体にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。以下同じ。)、当該寄附の金額及び年月日並びに寄附者が上場・外資50%超会社(法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書に規定する日本法人をいう。4において同じ。)であるときはその旨を該当欄に記載すること。なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じ報告してもさしつかえないものであること。
2. 寄附は、「個人からの寄附」、「法人その他の団体からの寄附」又は「政治団体からの寄附」に分類し、それぞれ別様とすること。なお、「寄附者の区分」欄には、これらの区分を記載すること。また、本部又は支部から供与された交付金に係る収入は、寄附には該当しないため、「政治団体からの寄附」に含めないこと。
3. 個人からの寄附のうち、特定寄附については、例えば、甲野太郎が資金管理団体の届出をした者である場合には、「寄附者の氏名」欄に「特 甲野太郎」というように記載すること。
4. 法人その他の団体からの寄附のうち、上場・外資50%超会社からの寄附については、「備考」欄に「上場・外資50%超」というように記載すること。
5. 「その他の寄附」欄には、寄附のうち上記1により、その明細を記載したもの以外のものの合計金額を記載すること。

(その7)

(7) 寄附の内訳			寄附者の区分	個人	
寄附者の氏名(団体にあっては、その名称)	金額	年月日	住所(団体にあっては、生たる事務所の所在地)	職業(団体にあっては、代表者の氏名)	備考
古川 康	35,000	R4.1.7	佐賀県唐津市南城内3-19	衆議院議員	
〃	35,000	2.10	〃	〃	
〃	35,000	3.10	〃	〃	
〃	35,000	4.8	〃	〃	
〃	35,000	5.10	〃	〃	
〃	35,000	6.10	〃	〃	
〃	35,000	7.8	〃	〃	
〃	35,000	8.10	〃	〃	
〃	35,000	9.9	〃	〃	
〃	35,000	10.7	〃	〃	
〃	35,000	11.10	〃	〃	
〃	35,000	12.9	〃	〃	
この頁の小計	420,000				
その他の寄附					
合 計					

- 備考 1. 同一の者からの寄附で、その金額の合計額が、年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに、その者の氏名、住所及び職業(団体にあっては、その名称、生たる事務所の所在地及び代表者の氏名。以下同じ。)、当該寄附の金額及び年月日並びに寄附者が上場・外資50%超会社(決算第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書に規定する日本法人をいう。4において同じ。)であるときはその旨を該当欄に記載すること。なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じ報告してもさしつかえないものであること。
2. 寄附は、「個人からの寄附」、「法人その他の団体からの寄附」又は「政治団体からの寄附」に分類し、それぞれ別欄とすること。なお、「寄附者の区分」欄には、これらの区分を記載すること。また、本部又は支部から供与された交付金に係る収入は、寄附には該当しないため、「政治団体からの寄附」に含めないこと。
3. 収入からの寄附のうち、特定寄附については、例えば、甲野太郎が資金管理団体の届出をした者である場合には、「寄附者の氏名」欄に「① 甲野太郎」というように記載すること。
4. 法人その他の団体からの寄附のうち、上場・外資50%超会社からの寄附については、「備考」欄に「上場・外資50%超」というように記載すること。
5. 「その他の寄附」欄には、寄附のうち上記1により、その明細を記載したもの以外のものの合計金額を記載すること。

(その7)

(7) 寄附の内訳			寄附者の区分	個人	
寄附者の氏名(団体にあっては、その名称)	金額	年月日	住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあっては、代表者の氏名)	備考
福岡 賀麿	35,000	R4.1.7	佐賀県佐賀市兵庫北5-11-43-807	参議院議員	
〃	35,000	2.10	〃	〃	
〃	35,000	3.10	〃	〃	
〃	35,000	4.8	〃	〃	
〃	35,000	5.10	〃	〃	
〃	35,000	6.10	〃	〃	
〃	35,000	7.8	〃	〃	
〃	35,000	8.10	〃	〃	
〃	35,000	9.9	〃	〃	
〃	35,000	10.7	〃	〃	
〃	35,000	11.10	〃	〃	
〃	35,000	12.9	〃	〃	
この頁の小計	420,000				
その他の寄附					
合計					

- 備考 1. 同一の者からの寄附で、その金額の合計額が、年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに、その者の氏名、住所及び職業(団体にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。以下同じ。)、当該寄附の金額及び年月日並びに寄附者が上場・外資50%超会社(法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書に規定する日本法人をいう。以下において同じ。)であるときはその旨を該当欄に記載すること。なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じ報告してもさしつかえないものであること。
2. 寄附は、「個人からの寄附」、「法人その他の団体からの寄附」又は「政治団体からの寄附」に分類し、それぞれ別様とすること。なお、「寄附者の区分」欄には、これらの区分を記載すること。また、本部又は支部から供与された交付金に係る収入は、寄附には該当しないため、「政治団体からの寄附」に含めないこと。
3. 個人からの寄附のうち、特定寄附については、例えば、甲野太郎が資金管理団体の届出をした者である場合には、「寄附者の氏名」欄に「特 甲野太郎」というように記載すること。
4. 法人その他の団体からの寄附のうち、上場・外資50%超会社からの寄附については、「備考」欄に「上場・外資50%超」というように記載すること。
5. 「その他の寄附」欄には、寄附のうち上記1により、その明細を記載したもの以外のものの合計金額を記載すること。

(その7)

(7) 寄附の内訳			寄附者の区分	個人	
寄附者の氏名(団体にあっては、その名称)	金額	年月日	住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあっては、代表者の氏名)	備考
山下 雄平	35,000	R4.1.7	佐賀県唐津市呼子町呼子3817-5	参議院議員	
〃	35,000	2.10	〃	〃	
〃	35,000	3.10	〃	〃	
〃	35,000	4.8	〃	〃	
〃	35,000	5.10	〃	〃	
〃	35,000	6.10	〃	〃	
〃	35,000	7.8	〃	〃	
〃	35,000	8.10	〃	〃	
〃	35,000	9.9	〃	〃	
〃	35,000	10.7	〃	〃	
〃	35,000	11.10	〃	〃	
〃	35,000	12.9	〃	〃	
この頁の小計	420,000				
その他の寄附					
合 計					

- 備考 1. 同一の者からの寄附で、その金額の合計額が、年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに、その者の氏名、住所及び職業(団体にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。以下同じ)、当該寄附の金額及び年月日並びに寄附者が上場・外資50%超会社(法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書に規定する日本法人をいう。4において同じ)であるときはその旨を該当欄に記載すること。なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じ報告してもさしつかえないものであること。
2. 寄附は、「個人からの寄附」、「法人その他の団体からの寄附」又は「政治団体からの寄附」に分類し、それぞれ別様とすること。なお、「寄附者の区分」欄には、これらの区分を記載すること。また、本部又は支部から供りされた交付金に係る収入は、寄附には該当しないため、「政治団体からの寄附」に含めないこと。
3. 個人からの寄附のうち、特定寄附については、例えば、甲野太郎が資金管理団体の届出をした者である場合には、「寄附者の氏名」欄に(特) 甲野太郎」というように記載すること。
4. 法人その他の団体からの寄附のうち、上場・外資50%超会社からの寄附については、「備考」欄に「上場・外資50%超」というように記載すること。
5. 「その他の寄附」欄には、寄附のうち上記1により、その明細を記載したもの以外のものの合計金額を記載すること。

(その7)

(7) 寄附の内訳			寄附者の区分	個人	
寄附者の氏名(団体にあっては、その名称)	金額	年月日	住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあっては、代表者の氏名)	備考
留守 茂幸	20,000	R4.1.21	佐賀県佐賀市大和町大字東山田3780番地	県議会議員	
"	20,000	2.21	"	"	
"	20,000	3.18	"	"	
"	20,000	4.21	"	"	
"	20,000	5.20	"	"	
"	20,000	6.21	"	"	
"	20,000	7.21	"	"	
"	20,000	8.19	"	"	
"	20,000	9.21	"	"	
"	20,000	10.21	"	"	
"	20,000	11.21	"	"	
"	20,000	12.21	"	"	
この頁の小計	240,000				
その他の寄附					
合計					

- 備考 1. 同一の者からの寄附で、その金額の合計額が、年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに、その者の氏名、住所及び職業(団体にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名、以下同じ。)、当該寄附の金額及び年月日並びに寄附者が上場・外資50%超会社(法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書に規定する日本法人をいう。4において同じ。)であるときはその旨を該当欄に記載すること。なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じ報告してもさしつかえないものであること。
2. 寄附は、「個人からの寄附」、「法人その他の団体からの寄附」又は「政治団体からの寄附」に分類し、それぞれ別様とすること。なお、「寄附者の区分」欄には、これらの区分を記載すること。また、本部又は支部から供与された交付金に係る収入は、寄附には該当しないため、「政治団体からの寄附」に含めないこと。
3. 個人からの寄附のうち、特定寄附については、例えば、甲野太郎が資金管理団体の届出をした者である場合には、「寄附者の氏名」欄に①特 甲野太郎」というように記載すること。
4. 法人その他の団体からの寄附のうち、上場・外資50%超会社からの寄附については、「備考」欄に「上場・外資50%超」というように記載すること。
5. 「その他の寄附」欄には、寄附のうち上記1により、その明細を記載したもの以外のものの合計金額を記載すること。

(その7)

(7) 寄附の内訳			寄附者の区分	個人	
寄附者の氏名(団体にあっては、その名称)	金額	年月日	住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあっては、代表者の氏名)	備考
石井 秀夫	15,000	R4.1.21	佐賀県嬉野市嬉野町大字下宿乙2367番地8	県議会議員	
〃	15,000	2.21	〃	〃	
〃	15,000	3.18	〃	〃	
〃	15,000	4.21	〃	〃	
〃	15,000	5.20	〃	〃	
〃	15,000	6.21	〃	〃	
〃	15,000	7.21	〃	〃	
〃	15,000	8.19	〃	〃	
〃	15,000	9.21	〃	〃	
〃	15,000	10.21	〃	〃	
〃	15,000	11.21	〃	〃	
〃	15,000	12.21	〃	〃	
この頁の小計	180,000				
その他の寄附					
合計					

- 備考 1. 同一の者からの寄附で、その金額の合計額が、年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者とともに、その者の氏名、住所及び職業(団体にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。以下同じ。)、当該寄附の金額及び年月日並びに寄附者が上場・外資50%超会社(法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書に規定する日本法人をいう。)において同じ。)であるときはその旨を該当欄に記載すること。なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じ報告してもさしつかえないものであること。
2. 寄附は、「個人からの寄附」、「法人その他の団体からの寄附」又は「政治団体からの寄附」に分類し、それぞれ別様とすること。なお、「寄附者の区分」欄には、これらの区分を記載すること。また、本部又は支部から供与された交付金に係る収入は、寄附には該当しないため、「政治団体からの寄附」に含めないこと。
3. 個人からの寄附のうち、特定寄附については、例えば、甲野太郎が資金管理団体の届出をした場合には、「寄附者の氏名」欄に「特 甲野太郎」というように記載すること。
4. 法人その他の団体からの寄附のうち、上場・外資50%超会社からの寄附については、「備考」欄に「上場・外資50%超」というように記載すること。
5. 「その他の寄附」欄には、寄附のうち上記1により、その明細を記載したもの以外のものの合計金額を記載すること。

(その7)

(7) 寄附の内訳			寄附者の区分	個人	
寄附者の氏名(団体にあっては、その名称)	金額	年月日	住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあっては、代表者の氏名)	備考
木原 奉文	15,000	R4.1.21	佐賀県佐賀市多布施四丁目19番16号	県議会議員	
"	15,000	2.21	"	"	
"	15,000	3.18	"	"	
"	15,000	4.21	"	"	
"	15,000	5.20	"	"	
"	15,000	6.21	"	"	
"	15,000	7.21	"	"	
"	15,000	8.19	"	"	
"	15,000	9.21	"	"	
"	15,000	10.21	"	"	
"	15,000	11.21	"	"	
"	15,000	12.21	"	"	
この頁の小計	180,000				
その他の寄附					
合計					

- 備考 1. 同一の者からの寄附で、その金額の合計額が、年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに、その者の氏名、住所及び職業(団体にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。以下同じ。)、当該寄附の金額及び年月日並びに寄附者が上場・外資50%超会社(法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書に規定する日本法人をいう。以下において同じ。)であるときはその旨を該当欄に記載すること。なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じ報告してもさしつかえないものであること。
2. 寄附は、「個人からの寄附」、「法人その他の団体からの寄附」又は「政治団体からの寄附」に分類し、それぞれ別様とすること。なお、「寄附者の区分」欄には、これらの区分を記載すること。また、本部又は支部から供与された交付金に係る収入は、寄附には該当しないため、「政治団体からの寄附」に含めないこと。
3. 個人からの寄附のうち、特定寄附については、例えば、甲野太郎が資金管理団体の届出をした者である場合には、「寄附者の氏名」欄に「特 甲野太郎」というように記載すること。
4. 法人その他の団体からの寄附のうち、上場・外資50%超会社からの寄附については、「備考」欄に「上場・外資50%超」というように記載すること。
5. 「その他の寄附」欄には、寄附のうち上記1により、その明細を記載したもの以外のものの合計金額を記載すること。

(その7)

(7) 寄附の内訳			寄附者の区分	個人	
寄附者の氏名(団体にあっては、その名称)	金額	年月日	住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあっては、代表者の氏名)	備考
中倉 政義	20,000	R4.1.21	佐賀県伊万里市東山代町長浜1151番地	県議会議員	
〃	20,000	2.21	〃	〃	
〃	20,000	3.18	〃	〃	
〃	20,000	4.21	〃	〃	
〃	20,000	5.20	〃	〃	
〃	20,000	6.21	〃	〃	
〃	20,000	7.21	〃	〃	
〃	20,000	8.19	〃	〃	
〃	20,000	9.21	〃	〃	
〃	20,000	10.21	〃	〃	
〃	20,000	11.21	〃	〃	
〃	20,000	12.21	〃	〃	
この頁の小計	240,000				
その他の寄附					
合計					

- 備考 1. 同一の者からの寄附で、その金額の合計額が、年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに、その者の氏名、住所及び職業(団体にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。以下同じ。)、当該寄附の金額及び年月日並びに寄附者が上場・外資50%超会社(法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書に規定する日本法人をいう。4において同じ。)であるときはその旨を該当欄に記載すること。なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じ報告してさしつかえないものであること。
2. 寄附は、「個人からの寄附」、「法人その他の団体からの寄附」又は「政治団体からの寄附」に分類し、それぞれ別様とすること。なお、「寄附者の区分」欄には、これらの区分を記載すること。また、本部又は支部から供与された交付金に係る収入は、寄附には該当しないため、「政治団体からの寄附」に含めないこと。
3. 個人からの寄附のうち、特定期寄附については、例えば、甲野太郎が資金管理団体の届出をした者である場合には、「寄附者の氏名」欄に「特 甲野太郎」というように記載すること。
4. 法人その他の団体からの寄附のうち、上場・外資50%超会社からの寄附については、「備考」欄に「上場・外資50%超」というように記載すること。
5. 「その他の寄附」欄には、寄附のうち上記1により、その明細を記載したもの以外のものの合計金額を記載すること。

(その7)

(7) 寄附の内訳			寄附者の区分	個人	
寄附者の氏名(団体にあっては、その名称)	金額	年月日	住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあっては、代表者の氏名)	備考
藤木卓一郎	15,000	R4.1.21	佐賀県小城市三日月町権口227番地	県議会議員	
〃	15,000	2.21	〃	〃	
〃	15,000	3.18	〃	〃	
〃	15,000	4.21	〃	〃	
〃	15,000	5.20	〃	〃	
〃	15,000	6.21	〃	〃	
〃	15,000	7.21	〃	〃	
〃	15,000	8.19	〃	〃	
〃	15,000	9.21	〃	〃	
〃	15,000	10.21	〃	〃	
〃	15,000	11.21	〃	〃	
〃	15,000	12.21	〃	〃	
この頁の小計	180,000				
その他の寄附					
合計					

- 備考 1. 同一の者からの寄附で、その金額の合計額が、年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに、その者の氏名、住所及び職業(団体にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。以下同じ。)、当該寄附の金額及び年月日並びに寄附者が上場・外資50%超会社(法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書に規定する日本法人をいう。4において同じ。)であるときはその旨を該当欄に記載すること。なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じ報告してもさしつかえないものであること。
2. 寄附は、「個人からの寄附」、「法人その他の団体からの寄附」又は「政治団体からの寄附」に分類し、それぞれ別様とすること。なお、「寄附者の区分」欄には、これらの区分を記載すること。また、本部又は支部から供与された交付金に係る収入は、寄附には該当しないため、「政治団体からの寄附」に含めないとこと。
3. 個人からの寄附のうち、特定寄附については、例えば、甲野太郎が資金管理団体の届出をした者である場合には、「寄附者の氏名」欄に「特 甲野太郎」というように記載すること。
4. 法人その他の団体からの寄附のうち、上場・外資50%超会社からの寄附については、「備考」欄に「上場・外資50%超」というように記載すること。
5. 「その他の寄附」欄には、寄附のうち上記1により、その明細を記載したもの以外のものの合計金額を記載すること。

(その7)

(7) 寄附の内訳			寄附者の区分	個人	
寄附者の氏名(団体にあっては、その名称)	金額	年月日	住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあっては、代表者の氏名)	備考
石倉 秀郷	20,000	R4.1.21	佐賀県杵島郡江北町大字山口4412番地3	県議会議員	
〃	20,000	2.21	〃	〃	
〃	20,000	3.18	〃	〃	
〃	20,000	4.21	〃	〃	
〃	20,000	5.20	〃	〃	
〃	20,000	6.21	〃	〃	
〃	20,000	7.21	〃	〃	
〃	20,000	8.19	〃	〃	
〃	20,000	9.21	〃	〃	
〃	20,000	10.21	〃	〃	
〃	20,000	11.21	〃	〃	
〃	20,000	12.21	〃	〃	
この頁の小計	240,000				
その他の寄附					
合 計					

- 備考 1. 同一の者がその寄附で、その金額の合計額が、年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに、その者の氏名、住所及び職業(団体にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。以下同じ。)、当該寄附の金額及び年月日並びに寄附者が上場・外資50%超会社(法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書に規定する日本法人をいう。4において同じ。)であるときはその旨を該当欄に記載すること。なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じ報告してもさしつかえないものであること。
2. 寄附は、「個人からの寄附」、「法人その他の団体からの寄附」又は「政治団体からの寄附」に分類し、それぞれ別様とすること。なお、「寄附者の区分」欄には、これらの区分を記載すること。また、本部又は支部から供与された交付金に係る収入は、寄附には該当しないため、「政治団体からの寄附」に含めないこと。
3. 個人からの寄附のうち、特定寄附については、例えば、甲野太郎が資金管理団体の届出をした者である場合には、「寄附者の氏名」欄に「<sup>(特)</sup> 甲野太郎」というように記載すること。
4. 法人その他の団体からの寄附のうち、上場・外資50%超会社からの寄附については、「備考」欄に「上場・外資50%超」というように記載すること。
5. 「その他の寄附」欄には、寄附のうち上記1により、その明細を記載したものの以外のものの合計金額を記載すること。

(その7)

(7) 寄附の内訳			寄附者の区分	個人	
寄附者の氏名(団体にあっては、その名称)	金額	年月日	住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあっては、代表者の氏名)	備考
土井 敏行	15,000	R4.1.21	佐賀県鹿島市大字高津原4002番地	県議会議員	
〃	15,000	2.21	〃	〃	
〃	15,000	3.18	〃	〃	
〃	15,000	4.21	〃	〃	
〃	15,000	5.20	〃	〃	
〃	15,000	6.21	〃	〃	
〃	15,000	7.21	〃	〃	
〃	15,000	8.19	〃	〃	
〃	15,000	9.21	〃	〃	
〃	15,000	10.21	〃	〃	
〃	15,000	11.21	〃	〃	
〃	15,000	12.21	〃	〃	
この頁の小計	180,000				
その他の寄附					
合計					

備考 1. 同一の者からの寄附で、その金額の合計額が、年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに、その者の氏名、住所及び職業(団体にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。以下同じ。)、当該寄附の金額及び年月日並びに寄附者が上場・外資50%超会社(法第23条の5第1項本文に規定する者)であって同項ただし書に規定する日本法人をいう。

4において同じ。)であるときはその旨を該当欄に記載すること。なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じ報告してもさしつかえないものであること。

2. 寄附は、「個人からの寄附」、「法人その他の団体からの寄附」又は「政治団体からの寄附」に分類し、それぞれ別様とすること。なお、「寄附者の区分」欄には、これらの区分を記載すること。また、本部又は支部から供与された交付金に係る収入は、寄附には該当しないため、「政治団体からの寄附」に含めないこと。

3. 個人からの寄附のうち、特定寄附については、例えば、甲野太郎が資金管理団体の届出をした者である場合には、「寄附者の氏名」欄に(特) 甲野太郎)というように記載すること。

4. 法人その他の団体からの寄附のうち、上場・外資50%超会社からの寄附については、「備考」欄に「上場・外資50%超」というように記載すること。

5. 「その他の寄附」欄には、寄附のうち上記1により、その明細を記載したもの以外のものの合計金額を記載すること。

(その7)

(7) 寄附の内訳			寄附者の区分	個人	
寄附者の氏名(団体にあっては、その名称)	金額	年月日	住所(단체にあっては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあっては、代表者の氏名)	備考
大場 労博	15,000	R4.1.21	佐賀県唐津市半田2014番地	県議会議員	
〃	15,000	2.21	〃	〃	
〃	15,000	3.18	〃	〃	
〃	15,000	4.21	〃	〃	
〃	15,000	5.20	〃	〃	
〃	15,000	6.21	〃	〃	
〃	15,000	7.21	〃	〃	
〃	15,000	8.19	〃	〃	
〃	15,000	9.21	〃	〃	
〃	15,000	10.21	〃	〃	
〃	15,000	11.21	〃	〃	
〃	15,000	12.21	〃	〃	
この頁の小計	180,000				
その他の寄附					
合計					

備考 1. 同一の者からの寄附で、その金額の合計額が、年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに、その者の氏名、住所及び職業(団体にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。以下同じ。)、当該寄附の金額及び年月日並びに寄附者が上場・外資50%超会社(法第22条の35第1項本文に規定する者であって同項ただし書に規定する日本法人をいう。4において同じ。)であるときはその旨を該当欄に記載すること。なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じ報告してもさしつかえないものであること。

2. 寄附は、「個人からの寄附」、「法人その他の団体からの寄附」又は「政治団体からの寄附」に分類し、それぞれ別様とすること。なお、「寄附者の区分」欄には、これらの区分を記載すること。また、本部又は支部から供与された交付金に係る収入は、寄附には該当しないため、「政治団体からの寄附」に含めないこと。

3. 個人からの寄附のうち、特定寄附については、例えば、甲野太郎が資金管理団体の届出をした者である場合には、「寄附者の氏名」欄に(特) 甲野太郎」というように記載すること。

4. 法人その他の団体からの寄附のうち、上場・外資50%超会社からの寄附については、「備考」欄に「上場・外資50%超」というように記載すること。

5. 「その他の寄附」欄には、寄附のうち上記1により、その明細を記載したもの以外のものの合計金額を記載すること。

(その7)

(7) 寄附の内訳			寄附者の区分	個人	
寄附者の氏名(団体にあっては、その名称)	金額	年月日	住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあっては、代表者の氏名)	備考
岡口 重文	15,000	R4.1.21	佐賀県伊万里市大川町大川野2844番地	県議会議員	
〃	15,000	2.21	〃	〃	
〃	15,000	3.18	〃	〃	
〃	15,000	4.21	〃	〃	
〃	15,000	5.20	〃	〃	
〃	15,000	6.21	〃	〃	
〃	15,000	7.21	〃	〃	
〃	15,000	8.19	〃	〃	
〃	15,000	9.21	〃	〃	
〃	15,000	10.21	〃	〃	
〃	15,000	11.21	〃	〃	
〃	15,000	12.21	〃	〃	
この頁の小計	180,000				
その他の寄附					
合計					

- 備考 1. 同一の者からの寄附で、その金額の合計額が、年間5万円を超えるものについて、その寄附をした者ごとに、その者の氏名、住所及び職業(団体にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。以下同じ。)、当該寄附の金額及び年月日並びに寄附者が上場・外資50%超会社(法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書に規定する日本法人をいう。4において同じ。)であるときはその旨を該当欄に記載すること。なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じ報告してもさしつかえないものであること。
2. 寄附は、「個人からの寄附」、「法人その他の団体からの寄附」又は「政治団体からの寄附」に分類し、それぞれ別様とすること。なお、「寄附者の区分」欄には、これらの区分を記載すること。  
3. また、本部又は支部から供与された交付金に係る収入は、寄附には該当しないため、「政治団体からの寄附」に含めないこと。
3. 個人がの寄附のうち、特定寄附については、例えば、甲野太郎が資金管理団体の届出をした者である場合には、「寄附者の氏名」欄に「特 甲野太郎」というように記載すること。
4. 法人その他の団体からの寄附のうち、上場・外資50%超会社からの寄附については、「備考」欄に「上場・外資50%超」というように記載すること。
5. 「その他の寄附」欄には、寄附のうち上記1により、その明細を記載したもの以外のものの合計金額を記載すること。

(その7)

(7) 寄附の内訳			寄附者の区分	個人	
寄附者の氏名(団体にあっては、その名称)	金額	年月日	住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあっては、代表者の氏名)	備考
原田 寿雄	15,000	R4.1.21	佐賀県西松浦郡有田町戸均445-1	県議会議員	
〃	15,000	2.21	〃	〃	
〃	15,000	3.18	〃	〃	
〃	15,000	4.21	〃	〃	
〃	15,000	5.20	〃	〃	
〃	15,000	6.21	〃	〃	
〃	15,000	7.21	〃	〃	
〃	15,000	8.19	〃	〃	
〃	15,000	9.21	〃	〃	
〃	15,000	10.21	〃	〃	
〃	15,000	11.21	〃	〃	
〃	15,000	12.21	〃	〃	
この頁の小計	180,000				
その他の寄附					
合計					

- 備考 1. 同一の者が他の寄附で、その金額の合計額が、年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに、その者の氏名、住所及び職業(団体にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。以下同じ。)、当該寄附の金額及び年月日並びに寄附者が上場・外資50%超会社(法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書に規定する日本法人をいう。4において同じ。)であるときはその旨を該当欄に記載すること。なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じ報告してもさしつかえないものであること。
2. 寄附は、「個人からの寄附」、「法人その他の団体からの寄附」又は「政治団体からの寄附」に分類し、それぞれ別様とすること。なお、「寄附者の区分」欄には、これらの区分を記載すること。また、本部又は支部から供与された交付金に係る収入は、寄附には該当しないため、「政治団体からの寄附」に含めないとこと。
3. 個人からの寄附のうち、特定寄附についてでは、例えば、甲野太郎が資金管理団体の届出をした者である場合には、「寄附者の氏名」欄に〔特〕 甲野太郎」というように記載すること。
4. 法人その他の団体からの寄附のうち、上場・外資50%超会社からの寄附については、「備考」欄に「上場・外資50%超」というように記載すること。
5. 「その他の寄附」欄には、寄附のうち上記1により、その明細を記載したもの以外のものの合計金額を記載すること。

(その7)

(7) 寄附の内訳			寄附者の区分	個人	
寄附者の氏名(団体に あっては、その名称)	金額	年月日	住所(団体にあっては、 主たる事務所の所在地)	職業(団体にあって は、代表者の氏名)	備考
宮原 真一	15,000	R4.1.21	佐賀県三養基郡みやき町江口332番地	県議会議員	
〃	15,000	2.21	〃	〃	
〃	15,000	3.18	〃	〃	
〃	15,000	4.21	〃	〃	
〃	15,000	5.20	〃	〃	
〃	15,000	6.21	〃	〃	
〃	15,000	7.21	〃	〃	
〃	15,000	8.19	〃	〃	
〃	15,000	9.21	〃	〃	
〃	15,000	10.21	〃	〃	
〃	15,000	11.21	〃	〃	
〃	15,000	12.21	〃	〃	
この頁の小計	180,000				
その他の寄附					
合計					

- 備考 1. 同一の者からの寄附で、その金額の合計額が、年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに、その者の氏名、住所及び職業(団体にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。以下同じ。)、当該寄附の金額及び年月日並びに寄附者が上場・外資50%超会社(法第22条の5第1項本文に規定する者)であって同項ただし書に規定する日本法人をいう。4において同じ。)であるときはその旨を該当欄に記載すること。なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じ報告してもさしつかえないものであること。
2. 寄附は、「個人からの寄附」、「法人その他の団体からの寄附」又は「政治団体からの寄附」に分類し、それぞれ別様とすること。なお、「寄附者の区分」欄には、これらの区分を記載すること。また、本部又は支部から供りされた交付金に係る収入は、寄附には該当しないため、「政治団体からの寄附」に含めないこと。
3. 個人からの寄附のうち、特定寄附については、例えば、甲野太郎が資金管理団体の届出をした者である場合には、「寄附者の氏名」欄に「特 甲野太郎」というように記載すること。
4. 法人その他の団体からの寄附のうち、上場・外資50%超会社からの寄附については、「備考」欄に「上場・外資50%超」というように記載すること。
5. 「その他の寄附」欄には、寄附のうち上記1により、その明細を記載したもの以外のものの合計金額を記載すること。

(その7)

(7) 寄附の内訳			寄附者の区分	個人	
寄附者の氏名(団体にあっては、その名称)	金額	年月日	住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあっては、代表者の氏名)	備考
坂口 祐樹	20,000	R4.1.21	佐賀県藤津郡太良町多良3532番地1	県議会議員	
"	20,000	2.21	"	"	
"	20,000	3.18	"	"	
"	20,000	4.21	"	"	
"	20,000	5.20	"	"	
"	20,000	6.21	"	"	
"	20,000	7.21	"	"	
"	20,000	8.19	"	"	
"	20,000	9.21	"	"	
"	20,000	10.21	"	"	
"	15,000	11.21	"	"	
"	15,000	12.21	"	"	
この頁の小計	230,000				
その他の寄附					
合計					

- 備考 1. 同一の者からの寄附で、その金額の合計額が、年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに、その者の氏名、住所及び職業(団体にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。以下同じ。)、当該寄附の金額及び年月日並びに寄附者が上場・外資50%超会社(法第22条の3第1項本文に規定する者であって同項ただし書に規定する日本法人をいう。4において同じ。)であるときはその旨を該当欄に記載すること。なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じ報告してもさしつかえないものであること。
2. 寄附は、「個人からの寄附」、「法人その他の団体からの寄附」又は「政治団体からの寄附」に分類し、それぞれ別様とすること。なお、「寄附者の区分」欄には、これらの区分を記載すること。また、本部又は支部から供与された交付金に係る収入は、寄附には該当しないため、「政治団体からの寄附」に含めないこと。
3. 個人からの寄附のうち、特定寄附については、例えば、甲野太郎が資金管理団体の届出をした者である場合には、「寄附者の氏名」欄に「特 甲野太郎」というように記載すること。
4. 法人その他の団体からの寄附のうち、上場・外資50%超会社からの寄附については、「備考」欄に「上場・外資50%超」というように記載すること。
5. 「その他の寄附」欄には、寄附のうち上記1により、その明細を記載したもの以外のものの合計金額を記載すること。

(その7)

(7) 寄附の内訳			寄附者の区分	個人	
寄附者の氏名(団体にあっては、その名称)	金額	年月日	住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあっては、代表者の氏名)	備考
向門 慶人	20,000	R4.1.21	佐賀県鳥栖市古賀町543番地8	県議会議員	
"	20,000	2.21	"	"	
"	20,000	3.18	"	"	
"	20,000	4.21	"	"	
"	20,000	5.20	"	"	
"	20,000	6.21	"	"	
"	20,000	7.21	"	"	
"	20,000	8.19	"	"	
"	20,000	9.21	"	"	
"	20,000	10.21	"	"	
"	15,000	11.21	"	"	
"	15,000	12.21	"	"	
この頁の小計	230,000				
その他の寄附					
合計					

- 備考 1. 同一の者からの寄附で、その金額の合計額が、年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに、その者の氏名、住所及び職業(団体にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。以下同じ。)、当該寄附の金額及び年月日並びに寄附者が上場・外資50%超会社(法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書に規定する日本法人をいう。4において同じ。)であるときはその旨を該当欄に記載すること。なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じ報告してもさしつかえないものであること。
2. 寄附は、「個人からの寄附」、「法人その他の団体からの寄附」又は「政治団体からの寄附」に分類し、それぞれ別様とすること。なお、「寄附者の区分」欄には、これらの区分を記載すること。また、本録又は文部から供与された交付金に係る収入は、寄附には該当しないため、「政治団体からの寄附」に含めないこと。
3. 個人からの寄附のうち、特定寄附については、例えば、甲野太郎が資金管理団体の届出をした者である場合には、「寄附者の氏名」欄に「特 甲野太郎」というように記載すること。
4. 法人その他の団体からの寄附のうち、上場・外資50%超会社からの寄附については、「備考」欄に「上場・外資50%超」というように記載すること。
5. 「その他の寄附」欄には、寄附のうち上記1により、その明細を記載したもの以外のものの合計金額を記載すること。

(その7)

(7) 寄附の内訳			寄附者の区分	個人	
寄附者の氏名(団体にあっては、その名称)	金額	年月日	住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあっては、代表者の氏名)	備考
八谷 克幸	20,000	R4.1.21	佐賀県神埼市神埼町永歌289番地	県議会議員	
〃	20,000	2.21	〃	〃	
〃	20,000	3.18	〃	〃	
〃	20,000	4.21	〃	〃	
〃	20,000	5.20	〃	〃	
〃	20,000	6.21	〃	〃	
〃	20,000	7.21	〃	〃	
〃	20,000	8.19	〃	〃	
〃	20,000	9.21	〃	〃	
〃	20,000	10.21	〃	〃	
〃	20,000	11.21	〃	〃	
〃	20,000	12.21	〃	〃	
この頁の小計	240,000				
その他の寄附					
合計					

- 備考 1. 同一の者からの寄附で、その金額の合計額が、年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに、その者の氏名、住所及び職業(団体にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。以下同じ。)、当該寄附の金額及び年月日並びに寄附者が上場・外資50%超会社(法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書に規定する日本法人をいう。)において同一の)であるときはその旨を該当欄に記載すること。なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じ報告してもさしつかえないものであること。
2. 寄附は、「個人からの寄附」、「法人その他の団体からの寄附」又は「政治団体からの寄附」に分類し、それぞれ別様とすること。なお、「寄附者の区分」欄には、これらの区分を記載すること。また、本部又は支部から供与された交付金に係る収入は、寄附には該当しないため、「政治団体からの寄附」に含めないとこと。
3. 個人からの寄附のうち、特定寄附については、例えば、甲野太郎が資金管理団体の届出をした者である場合には、「寄附者の氏名」欄に「特 甲野太郎」というように記載すること。
4. 法人その他の団体からの寄附のうち、上場・外資50%超会社からの寄附については、「備考」欄に「上場・外資50%超」というように記載すること。
5. 「その他の寄附」欄には、寄附のうち上記1により、その明細を記載したもの以外のものの合計金額を記載すること。

(その7)

(7) 寄附の内訳			寄附者の区分	個人	
寄附者の氏名(団体にあっては、その名称)	金額	年月日	住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあっては、代表者の氏名)	備考
定松 一生	20,000	R4.1.21	佐賀県杵島郡白石町大字戸ヶ原2774番地2	県議会議員	
〃	20,000	2.21	〃	〃	
〃	20,000	3.18	〃	〃	
〃	20,000	4.21	〃	〃	
〃	20,000	5.20	〃	〃	
〃	20,000	6.21	〃	〃	
〃	20,000	7.21	〃	〃	
〃	20,000	8.19	〃	〃	
〃	20,000	9.21	〃	〃	
〃	20,000	10.21	〃	〃	
〃	20,000	11.21	〃	〃	
〃	20,000	12.21	〃	〃	
この頁の小計	240,000				
その他の寄附					
合 計					

- 備考 1. 同一の者からの寄附で、その金額の合計額が、年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに、その者の氏名、住所及び職業(団体にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。以下同じ。)、当該寄附の金額及び年月日並びに寄附者が上場・外資50%超会社(法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書に規定する日本法人をいう。4において同じ。)であるときはその旨を該当欄に記載すること。なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じ報告してもさしつかえないものであること。
2. 寄附は、「個人からの寄附」、「法人その他の団体からの寄附」又は「政治団体からの寄附」に分類し、それぞれ別様とすること。なお、「寄附者の区分」欄には、これらの区分を記載すること。また、本部又は支部から供与された交付金に係る収入は、寄附には該当しないため、「政治団体からの寄附」に含めないこと。
3. 個人からの寄附のうち、特定寄附については、例えば、甲野太郎が資金管理団体の届出をした場合には、「寄附者の氏名」欄に「 甲野太郎」というように記載すること。
4. 法人その他の団体からの寄附のうち、上場・外資50%超会社からの寄附については、「備考」欄に「上場・外資50%超」というように記載すること。
5. 「その他の寄附」欄には、寄附のうち上記1により、その明細を記載したものの以外のものの合計金額を記載すること。

(その7)

(7) 寄附の内訳			寄附者の区分	個人	
寄附者の氏名(団体にあっては、その名称)	金額	年月日	住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあっては、代表者の氏名)	備考
川崎 常博	15,000	R4.1.21	佐賀県佐賀市諸富町大字為重26番地1	県議会議員	
"	15,000	2.21	"	"	
"	15,000	3.18	"	"	
"	15,000	4.21	"	"	
"	15,000	5.20	"	"	
"	15,000	6.21	"	"	
"	15,000	7.21	"	"	
"	15,000	8.19	"	"	
"	15,000	9.21	"	"	
"	15,000	10.21	"	"	
"	15,000	11.21	"	"	
"	15,000	12.21	"	"	
この頁の小計	180,000				
その他の寄附					
合計					

- 備考 1. 同一の者からの寄附で、その金額の合計額が、年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに、その者の氏名、住所及び職業(団体にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。以下同じ。)、当該寄附の金額及び年月日並びに寄附者が上場・外資50%超会社(法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書に掲定する日本法人をいう。4において同じ。)であるときはその旨を該当欄に記載すること。なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じ報告してもよしつかえないものであること。
2. 寄附は、「個人からの寄附」、「法人その他の団体からの寄附」又は「政治団体からの寄附」に分類し、それぞれ別様とすること。なお、「寄附者の区分」欄には、これらの区分を記載すること。また、本部又は支部から供与された交付金に係る収入は、寄附には該当しないため、「政治団体からの寄附」に含めないこと。
3. 個人からの寄附のうち、特定寄附については、例えば、甲野太郎が資金管理団体の届出をした者である場合には、「寄附者の氏名」欄に「特 甲野太郎」というように記載すること。
4. 法人その他の団体からの寄附のうち、上場・外資50%超会社からの寄附については、「備考」欄に「上場・外資50%超」というように記載すること。
5. 「その他の寄附」欄には、寄附のうち上記1により、その明細を記載したもの以外のものの合計金額を記載すること。

(その7)

(7) 寄附の内訳			寄附者の区分	個人	
寄附者の氏名(団体にあつては、その名称)	金額	年月日	住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあつては、代表者の氏名)	備考
古賀 陽三	20,000	R4.1.21	佐賀県佐賀市新郷本町4番8号	県議会議員	
"	20,000	2.21	"	"	
"	20,000	3.18	"	"	
"	20,000	4.21	"	"	
"	20,000	5.20	"	"	
"	20,000	6.21	"	"	
"	20,000	7.21	"	"	
"	20,000	8.19	"	"	
"	20,000	9.21	"	"	
"	20,000	10.21	"	"	
"	20,000	11.21	"	"	
"	20,000	12.21	"	"	
この頁の小計	240,000				
その他の寄附					
合 計					

- 備考 1. 同一の者からの寄附で、その金額の合計額が、年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに、その者の氏名、住所及び職業(団体にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。以下同じ。)、当該寄附の金額及び年月日並びに寄附者が上場・外資50%超会社(法第22条の5第1項本文に規定する者であつて同項ただし書に規定する日本法人をいう。4において同じ。)であるときはその旨を該当欄に記載すること。なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じ報告してもさしつかえないものである。と。
2. 寄附は、「個人からの寄附」、「法人その他の団体からの寄附」又は「政治団体からの寄附」に分類し、それぞれ別様とする。なお、「寄附者の区分」欄には、これらの区分を記載すること。また、本部又は支部から供与された交付金に係る収入は、寄附には該当しないため、「政治団体からの寄附」に含めないこと。
3. 個人からの寄附のうち、特定期附については、例えば、甲野太郎が資金管理団体の届出をした者である場合には、「寄附者の氏名」欄に「特 甲野太郎」というように記載すること。
4. 法人その他の団体からの寄附のうち、上場・外資50%超会社からの寄附については、「備考」欄に「上場・外資50%超」というように記載すること。
5. 「その他の寄附」欄には、寄附のうち上記により、その明細を記載したもの以外のものの合計金額を記載すること。

(その7)

(7) 寄附の内訳			寄附者の区分	個人	
寄附者の氏名(団体にあっては、その名称)	金額	年月日	住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあっては、代表者の氏名)	備考
池田 正恭	15,000	R4.1.21	佐賀県小城市小城町松尾403番地2	県議会議員	
"	15,000	2.21	"	"	
"	15,000	3.18	"	"	
"	15,000	4.21	"	"	
"	15,000	5.20	"	"	
"	15,000	6.21	"	"	
"	15,000	7.21	"	"	
"	15,000	8.19	"	"	
"	15,000	9.21	"	"	
"	15,000	10.21	"	"	
"	15,000	11.21	"	"	
"	15,000	12.21	"	"	
この 頁 の 小 計	180,000				
そ の 他 の 寄 附					
合 計					

- 備考 1. 同一の者からの寄附で、その金額の合計額が、年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに、その者の氏名、住所及び職業(団体にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。以下同じ。)、当該寄附の金額及び年月日並びに寄附者が上場・外資50%超会社(法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書に規定する日本法人をいう。4において同じ。)であるときはその旨を該当欄に記載すること。なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じ報告してもさしつかえないものであること。
2. 寄附は、「個人からの寄附」、「法人その他の団体からの寄附」又は「政治団体からの寄附」に分類し、それぞれ別様とすること。なお、「寄附者の区分」欄には、これらの区分を記載すること。また、本部又は支部から供与された交付金に係る収入は、寄附には該当しないため、「政治団体からの寄附」に含めないこと。
3. 個人からの寄附のうち、特定寄附については、例えば、甲野太郎が資金管理団体の届出をした者である場合には、「寄附者の氏名」欄に「特 甲野太郎」というように記載すること。
4. 法人その他の団体からの寄附のうち、上場・外資50%超会社からの寄附については、「備考」欄に「上場・外資50%超」というように記載すること。
5. 「その他の寄附」欄には、寄附のうち上記1により、その明細を記載したもの以外のものの合計金額を記載すること。

(その7)

(7) 寄附の内訳			寄附者の区分	個人	
寄附者の氏名(団体にあっては、その名称)	金額	年月日	住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあっては、代表者の氏名)	備考
西久保 弘克	15,000	R4.1.21	佐賀県佐賀市鍋島町大字蛎久1076-3	県議会議員	
"	15,000	2.21	"	"	
"	15,000	3.18	"	"	
"	15,000	4.21	"	"	
"	15,000	5.20	"	"	
"	15,000	6.21	"	"	
"	15,000	7.21	"	"	
"	15,000	8.19	"	"	
"	15,000	9.21	"	"	
"	15,000	10.21	"	"	
"	15,000	11.21	"	"	
"	15,000	12.21	"	"	
この頁の小計	180,000				
その他の寄附					
合計					

- 備考 1. 同一の者からの寄附で、その金額の合計額が、年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに、その者の氏名、住所及び職業(団体にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。以下同じ。)、当該寄附の金額及び年月日並びに寄附者が上場・外資50%超会社(法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書に規定する日本法人をいう。以下において同じ。)であるときはその旨を該当欄に記載すること。なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じ報告してもさしつかえないものであること。
2. 寄附は、「個人からの寄附」、「法人その他の団体からの寄附」又は「政治団体からの寄附」に分類し、それぞれ別様とすること。なお、「寄附者の区分」欄には、これらの区分を記載すること。また、本部又は支部から供与された交付金に係る収入は、寄附には該当しないため、「政治団体からの寄附」に含めないこと。
3. 個人からの寄附のうち、特定寄附については、例えば、甲野太郎が資金管理団体の届出をした者である場合には、「寄附者の氏名」欄に「特 甲野太郎」というように記載すること。
4. 法人その他の団体からの寄附のうち、上場・外資50%超会社からの寄附については、「備考」欄に「上場・外資50%超」というように記載すること。
5. 「その他の寄附」欄には、寄附のうち上記1により、その附録を記載したもの以外のものの合計金額を記載すること。

(その7)

(7) 寄附の内訳			寄附者の区分	個人	
寄附者の氏名(団体にあっては、その名称)	金額	年月日	住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあっては、代表者の氏名)	備考
富田 幸樹	15,000	R4.1.21	佐賀県唐津市相知町中山4353番地6	県議会議員	
〃	15,000	2.21	〃	〃	
〃	15,000	3.18	〃	〃	
〃	15,000	4.21	〃	〃	
〃	15,000	5.20	〃	〃	
〃	15,000	6.21	〃	〃	
〃	15,000	7.21	〃	〃	
〃	15,000	8.19	〃	〃	
〃	15,000	9.21	〃	〃	
〃	15,000	10.21	〃	〃	
〃	15,000	11.21	〃	〃	
〃	15,000	12.21	〃	〃	
この 頁 の 小 計	180,000				
その他の寄附					
合 計					

- 備考 1. 同一の者からの寄附で、その金額の合計額が、年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに、その者の氏名、住所及び職業(団体にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。以下同じ。)、当該寄附の金額及び年月日並びに寄附者が上場・外資50%超会社(法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書に規定する日本法人をいう。4において同じ。)であるときはその旨を該当欄に記載すること。なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じ報告してもさしつかえないものであること。
2. 寄附は、「個人からの寄附」、「法人その他の団体からの寄附」又は「政治団体からの寄附」に分類し、それぞれ別欄とすること。なお、「寄附者の区分」欄には、これらの区分を記載すること。また、本部又は支部から供与された交付金に係る収入は、寄附には該当しないため、「政治団体からの寄附」に含めないこと。
3. 個人からの寄附のうち、特定寄附については、例えば、甲野太郎が資金管理団体の届出をした者である場合には、「寄附者の氏名」欄に「特 甲野太郎」というように記載すること。
4. 法人その他の団体からの寄附のうち、上場・外資50%超会社からの寄附については、「備考」欄に「上場・外資50%超」というように記載すること。
5. 「その他の寄附」欄には、寄附のうち上記1により、その明細を記載したもの以外のものの合計金額を記載すること。

(その7)

(7) 寄附の内訳			寄附者の区分	個人	
寄附者の氏名(団体にあっては、その名称)	金額	年月日	住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあっては、代表者の氏名)	備考
中村 圭一	15,000	R4.1.21	佐賀県鳥栖市あさひ新町940-48	県議会議員	
〃	15,000	2.21	〃	〃	
〃	15,000	3.18	〃	〃	
〃	15,000	4.21	〃	〃	
〃	15,000	5.20	〃	〃	
〃	15,000	6.21	〃	〃	
〃	15,000	7.21	〃	〃	
〃	15,000	8.19	〃	〃	
〃	15,000	9.21	〃	〃	
〃	15,000	10.21	〃	〃	
〃	15,000	11.21	〃	〃	
〃	15,000	12.21	〃	〃	
この貢の小計	180,000				
その他の寄附					
合 計					

- 備考 1. 同一の者からの寄附で、その金額の合計額が、年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに、その者の氏名、住所及び職業(団体にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。以下同じ。)、当該寄附の金額及び年月日並びに寄附者が上場・外資50%超会社(法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書に規定する日本法人をいう。)において同じ。)であるときはその旨を該当欄に記載すること。なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じ報告してもさしつかえないものであること。
2. 寄附は、「個人からの寄附」、「法人その他の団体からの寄附」又は「政治団体からの寄附」に分類し、それぞれ別様とすること。なお、「寄附者の区分」欄には、これらの区分を記載すること。また、本部又は支部から供与された交付金に係る収入は、寄附には該当しないため、「政治団体からの寄附」に含めないこと。
3. 個人からの寄附のうち、特定寄附については、例えば、甲野太郎が資金管理団体の届出をした者である場合には、「寄附者の氏名」欄に「特 甲野太郎」というように記載すること。
4. 法人その他の団体からの寄附のうち、上場・外資50%超会社からの寄附については、「備考」欄に「上場・外資50%超」というように記載すること。
5. 「その他の寄附」欄には、寄附のうち上記1により、その明細を記載したもの以外のものの合計金額を記載すること。

(その7)

(7) 寄附の内訳			寄附者の区分	個人	
寄附者の氏名(団体にあっては、その名称)	金額	年月日	住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあっては、代表者の氏名)	備考
古川 裕紀	20,000	R4.1.21	佐賀県神埼市千代田町下板981番地2	県議会議員	
〃	20,000	2.21	〃	〃	
〃	20,000	3.18	〃	〃	
〃	20,000	4.21	〃	〃	
〃	20,000	5.20	〃	〃	
〃	20,000	6.21	〃	〃	
〃	20,000	7.21	〃	〃	
〃	20,000	8.19	〃	〃	
〃	20,000	9.21	〃	〃	
〃	20,000	10.21	〃	〃	
〃	20,000	11.21	〃	〃	
〃	20,000	12.21	〃	〃	
この頁の小計	240,000				
その他の寄附					
合計					

- 備考 1. 同一の者からの寄附で、その金額の合計額が、年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに、その者の氏名、住所及び職業(団体にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。以下同じ。)、当該寄附の金額及び年月日並びに寄附者が上場・外資50%超会社(法第22条の6第1項本文に規定する者であって同項ただし書に規定する日本法人をいう。4において同じ。)であるときはその旨を該当欄に記載すること。なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じ報告してもさしつかえないものであること。
2. 寄附は、「個人からの寄附」、「法人その他の団体からの寄附」又は「政治団体からの寄附」に分類し、それぞれ別様とすること。なお、「寄附者の区分」欄には、これらの区分を記載すること。また、本部又は支部から供与された交付金に係る収入は、寄附には該当しないため、「政治団体からの寄附」に含めないこと。
3. 個人からの寄附のうち、特定寄附については、例えば、甲野太郎が資金管理団体の届出をした者である場合には、「寄附者の氏名」欄に「特 甲野太郎」というように記載すること。
4. 法人その他の団体からの寄附のうち、上場・外資50%超会社からの寄附については、「備考」欄に「上場・外資50%超」というように記載すること。
5. 「その他の寄附」欄には、寄附のうち上記1により、その明細を記載したもの以外のものの合計金額を記載すること。

(その7)

(7) 寄附の内訳			寄附者の区分	個人	
寄附者の氏名(団体にあっては、その名称)	金額	年月日	住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあっては、代表者の氏名)	備考
弘川 貴紀	15,000	R4.1.21	佐賀県伊万里市山代町久原2826番地2	県議会議員	
"	15,000	2.21	"	"	
"	15,000	3.18	"	"	
"	15,000	4.21	"	"	
"	15,000	5.20	"	"	
"	15,000	6.21	"	"	
"	15,000	7.21	"	"	
"	15,000	8.19	"	"	
"	15,000	9.21	"	"	
"	15,000	10.21	"	"	
"	15,000	11.21	"	"	
"	15,000	12.21	"	"	
この頁の小計	180,000				
その他の寄附					
合計					

- 備考 1. 同一の者からの寄附で、その金額の合計額が、年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに、その者の氏名、住所及び職業(団体にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。以下同じ。)、当該寄附の金額及び年月日並びに寄附者が上場・外資50%超会社(法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書に規定する日本法人をいう。4において同じ。)であるときはその旨を該当欄に記載すること。なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じ報告してもさしつかえないものであること。
2. 寄附は、「個人からの寄附」、「法人その他の団体からの寄附」又は「政治団体からの寄附」に分類し、それぞれ別様とすること。なお、「寄附者の区分」欄には、これらの区分を記載すること。また、本部又は支部から供与された交付金に係る収入は、寄附には該当しないため、「政治団体からの寄附」に含めないこと。
3. 個人からの寄附のうち、特定寄附については、例えば、甲野太郎が資金管理団体の届出をした者である場合には、「寄附者の氏名」欄に「特 甲野太郎」というように記載すること。
4. 法人その他の団体からの寄附のうち、上場・外資50%超会社からの寄附については、「備考」欄に「上場・外資50%超」というように記載すること。
5. 「その他の寄附」欄には、寄附のうち上記1により、その明細を記載したもの以外のものの合計金額を記載すること。

(その7)

(7) 寄附の内訳			寄附者の区分	個人	
寄附者の氏名(団体にあっては、その名称)	金額	年月日	住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあっては、代表者の氏名)	備考
古賀 和浩	15,000	R4.1.21	佐賀県三養基郡基山町宮浦89-6	県議会議員	
〃	15,000	2.21	〃	〃	
〃	15,000	3.18	〃	〃	
〃	15,000	4.21	〃	〃	
〃	15,000	5.20	〃	〃	
〃	15,000	6.21	〃	〃	
〃	15,000	7.21	〃	〃	
〃	15,000	8.19	〃	〃	
〃	15,000	9.21	〃	〃	
〃	15,000	10.21	〃	〃	
〃	15,000	11.21	〃	〃	
〃	15,000	12.21	〃	〃	
この頁の小計	180,000				
その他の寄附					
合計					

- 備考 1. 同一の者からの寄附で、その金額の合計額が、年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに、その者の氏名、住所及び職業(団体にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。以下同じ。)、当該寄附の金額及び年月日並びに寄附者が上場・外資50%超会社(法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書に規定する日本法人をいう。4において同じ。)であるときはその旨を該当欄に記載すること。なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じ報告してもさしつかえないものであること。
2. 寄附は、「個人からの寄附」、「法人その他の団体からの寄附」又は「政治団体からの寄附」に分類し、それぞれ別様とれること。なお、「寄附者の区分」欄には、これらの区分を記載すること。また、本部又は文部から供与された交付金に係る収入は、寄附には該当しないため、「政治団体からの寄附」に含めないこと。
3. 個人からの寄附のうち、特定寄附についてでは、例えば、甲野太郎が資金管理団体の届出をした者である場合には、「寄附者の氏名」欄に「特 甲野太郎」というように記載すること。
4. 法人その他の団体からの寄附のうち、上場・外資50%超会社からの寄附については、「備考」欄に「上場・外資50%超」というように記載すること。
5. 「その他の寄附」欄には、寄附のうち上記1により、その明細を記載したもの以外のものの合計金額を記載すること。

(その7)

(7) 寄附の内訳			寄附者の区分	個人	
寄附者の氏名(団体にあっては、その名称)	金額	年月日	住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあっては、代表者の氏名)	備考
田中 秀和	15,000	R4.1.21	佐賀県唐津市原337番地6	県議会議員	
〃	15,000	2.21	〃	〃	
〃	15,000	3.18	〃	〃	
〃	15,000	4.21	〃	〃	
〃	15,000	5.20	〃	〃	
〃	15,000	6.21	〃	〃	
〃	15,000	7.21	〃	〃	
〃	15,000	8.19	〃	〃	
〃	15,000	9.21	〃	〃	
〃	15,000	10.21	〃	〃	
〃	15,000	11.21	〃	〃	
〃	15,000	12.21	〃	〃	
この貢の小計	180,000				
その他の寄附					
合 計					

- 備考 1. 同一の者からの寄附で、その金額の合計額が、年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに、その者の氏名、住所及び職業(団体にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。以下同じ。)、当該寄附の金額及び年月日並びに寄附者が上場・外資50%超会社(法第22条の6第1項本文に規定する者であって同項ただし書に規定する日本法人をいう。)において同じ。)であるときはその旨を該当欄に記載すること。なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じ報告してもさしつかえないものであること。
2. 寄附は、「個人からの寄附」、「法人その他の団体からの寄附」又は「政治団体からの寄附」に分類し、それぞれ別様とする。なお、「寄附者の区分」欄には、これらの区分を記載すること。また、本部又は支部から供与された交付金に係る収入は、寄附には該当しないため、「政治団体からの寄附」に含めないこと。
3. 個人からの寄附のうち、特定寄附については、例えば、甲野太郎が資金管理団体の届出をした者である場合には、「寄附者の氏名」欄に① 甲野太郎」というように記載すること。
4. 法人その他の団体からの寄附のうち、上場・外資50%超会社からの寄附については、「備考」欄に「上場・外資50%超」というように記載すること。
5. 「その他の寄附」欄には、寄附のうち上記1により、その明細を記載したもの以外のものの合計金額を記載すること。

(その7)

(7) 寄附の内訳			寄附者の区分	個人	
寄附者の氏名(団体にあっては、その名称)	金額	年月日	住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあっては、代表者の氏名)	備考
桃崎 祐介	15,000	R4.1.21	佐賀県唐津市浜玉町横田下518番地	県議会議員	
〃	15,000	2.21	〃	〃	
〃	15,000	3.18	〃	〃	
〃	15,000	4.21	〃	〃	
〃	15,000	5.20	〃	〃	
〃	15,000	6.21	〃	〃	
〃	15,000	7.21	〃	〃	
〃	15,000	8.19	〃	〃	
〃	15,000	9.21	〃	〃	
〃	15,000	10.21	〃	〃	
〃	15,000	11.21	〃	〃	
〃	15,000	12.21	〃	〃	
この頁の小計	180,000				
その他の寄附					
合計					

- 備考 1. 同一の者からの寄附で、その金額の合計額が、年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに、その者の氏名、住所及び職業(団体にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名、以下同じ。)、当該寄附の金額及び年月日並びに寄附者が上場・外資50%超会社(法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書に規定する日本法人をいう。4において同じ。)であるときはその旨を該当欄に記載すること。なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じ報告してもさしつかえないものであること。
2. 寄附は、「個人からの寄附」、「法人その他の団体からの寄附」又は「政治団体からの寄附」に分類し、それぞれ別様とすること。なお、「寄附者の区分」欄には、これらの区分を記載すること。また、本部又は支部から供与された交付金に係る収入は、寄附には該当しないため、「政治団体からの寄附」に含めないこと。
3. 個人からの寄附のうち、特定寄附については、例えば、甲野太郎が資金管理団体の届出をした者である場合には、「寄附者の氏名」欄に〔例〕甲野太郎」というように記載すること。
4. 法人その他の団体からの寄附のうち、上場・外資50%超会社からの寄附については、「備考」欄に「上場・外資50%超」というように記載すること。
5. 「その他の寄附」欄には、寄附のうち上記1により、その明細を記載したもの以外のものの合計金額を記載すること。

(その7)

(7) 寄附の内訳			寄附者の区分	個人	
寄附者の氏名(団体にあっては、その名称)	金額	年月日	住所(団体にあっては、生たる事務所の所在地)	職業(団体にあっては、代表者の氏名)	備考
ノ瀬 裕子	15,000	R4.2.21	佐賀県佐賀市中の小路8番3号	県議会議員	
〃	15,000	3.18	〃	〃	
〃	15,000	4.21	〃	〃	
〃	15,000	5.20	〃	〃	
〃	15,000	6.21	〃	〃	
〃	15,000	7.21	〃	〃	
〃	15,000	8.19	〃	〃	
〃	15,000	9.21	〃	〃	
〃	15,000	10.21	〃	〃	
〃	15,000	11.21	〃	〃	
〃	15,000	12.21	〃	〃	
この頁の小計	165,000				
その他の寄附					
合計					

- 備考 1. 同一の者からの寄附で、その金額の合計額が、年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに、その者の氏名、住所及び職業(団体にあっては、その名称、生たる事務所の所在地及び代表者の氏名。以下同じ。)、当該寄附の金額及び年月日並びに寄附者が上場・外資50%超会社(法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書に規定する日本法人をいう。4において同じ。)であるときはその旨を該当欄に記載すること。なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じ報告してもさしつかえないものであること。
2. 寄附は、「個人からの寄附」、「法人その他の団体からの寄附」又は「政治団体からの寄附」に分類し、それぞれ別様とすること。なお、「寄附者の区分」欄には、これらの区分を記載すること。また、本部又は支部から供与された交付金に係る収入は、寄附には該当しないため、「政治団体からの寄附」に含めないとこと。
3. 個人からの寄附のうち、特定寄附については、例えば、甲野太郎が資金管理団体の届出を行った者である場合には、「寄附者の氏名」欄に「**特** 甲野太郎」というように記載すること。
4. 法人その他の団体からの寄附のうち、上場・外資50%超会社からの寄附については、「備考」欄に「上場・外資50%超」というように記載すること。
5. 「その他の寄附」欄には、寄附のうち上記1により、その明細を記載したもの以外のものの合計金額を記載すること。

(その7)

(7) 寄附の内訳			寄附者の区分	個人	
寄附者の氏名(団体にあっては、その名称)	金額	年月日	住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあっては、代表者の氏名)	備考
稻富 正敏	15,000	R4.1.21	佐賀県武雄市武雄町大字富岡10504番地5	県議会議員	
〃	15,000	2.21	〃	〃	
〃	15,000	3.18	〃	〃	
〃	15,000	4.21	〃	〃	
〃	15,000	5.20	〃	〃	
〃	15,000	6.21	〃	〃	
〃	15,000	7.21	〃	〃	
〃	15,000	8.19	〃	〃	
〃	15,000	9.21	〃	〃	
〃	15,000	10.21	〃	〃	
〃	15,000	11.21	〃	〃	
〃	15,000	12.21	〃	〃	
この頁の小計	180,000				
その他の寄附					
合計					

- 備考 1. 同一の者からの寄附で、その金額の合計額が、年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに、その者の氏名、住所及び職業(団体にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。以下同じ。)、当該寄附の金額及び年月日並びに寄附者が上場・外資50%超会社(法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書に規定する日本法人をいう。4において同じ。)であるときはその旨を該当欄に記載すること。なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じ報告してもさしつかえないものであること。
2. 寄附は、「個人からの寄附」、「法人その他の団体からの寄附」又は「政治団体からの寄附」に分類し、それぞれ別様とすること。なお、「寄附者の区分」欄には、これらの区分を記載すること。また、本部又は支部から供与された交付金に係る収入は、寄附には該当しないため、「政治団体からの寄附」に含めないこと。
3. 個人からの寄附のうち、特定寄附についてでは、例えば、甲野太郎が資金管理団体の届出をした者である場合には、「寄附者の氏名」欄に「特 甲野太郎」というように記載すること。
4. 法人その他の団体からの寄附のうち、上場・外資50%超会社からの寄附については、「備考」欄に「上場・外資50%超」というように記載すること。
5. 「その他の寄附」欄には、寄附のうち上記1により、その明細を記載したもの以外のものの合計金額を記載すること。

(その7)

**備考** 1. 同一の者からの寄附で、その金額の合計額が 年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに、その者の氏名、住所及び職業(団体にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。以下同じ。)、当該寄附の金額及び年月日並びに寄附者が上場・外資50%超会社(法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書に規定する日本法人をいう。4において同じ。)であるときはその旨を該当欄に記載すること。なお、年間 5万円以下の寄附についても必要に応じ報告してもさしつかえないものであること。  
2. 寄附は、「個人からの寄附」、「法人その他の団体からの寄附」又は「政治団体からの寄附」に分類し、それぞれ別様とする。なお、「寄附者の区分」欄には、これらの区分を記載すること。また、本部又は支部から供与された交付金に係る收入は、寄附には該当しないため、「政治団体からの寄附」に含めないこと。  
3. 個人からの寄附のうち、特定寄附については、例えば、甲野太郎が資金管理団体の届出をした者である場合には、「寄附者の氏名」欄に〔特〕 甲野太郎」というように記載すること。  
4. 法人その他の団体からの寄附のうち、上場・外資50%超会社からの寄附については、「備考」欄に「上場・外資50%超」というように記載すること。  
5. 「その他の寄附」欄には、寄附のうち上記1により、その明細を記載したもの以外のものの合計金額を記載すること。

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表

項 目	金 額	備 考
1 経 常 経 費		
(1) 人 件 費	18,866,441	
(2) 光 熱 水 費	0	
(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費	2,059,159	
(4) 事 務 所 費	7,137,213	
小 計	28,062,813	
2 政 治 活 動 費		
(1) 組 織 活 動 費	13,719,496	
(2) 選 挙 関 係 費	16,515,924	
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費	882,570	
ア 機関紙誌の発行事業費	478,262	
イ 宣伝事業費	389,488	
ウ 政治資金パーティー開催事業費	0	
エ その他の事業費	14,820	
(4) 調 査 研 究 費	0	
(5) 寄 附 ・ 交 付 金	16,250,000	交付金 16,180,000円
(6) そ の 他 の 経 費	0	
小 計	47,367,990	
合 計	75,430,803	

備考 当該政治団体の本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出については、支出の項目ごとにその額を「備考」欄に記載すること。

(その15)

(2) 政治活動費の内訳		項目別区分	組織活動費	( 県連大会費 )	
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名(団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
往復はがき代	50,400	R4.4.1	日本郵便株式会社	東京都千代田区大手町2-3-1	
会場借上代	150,300	R4.5.27	佐嘉神社記念館	佐賀県佐賀市松原2丁目10番43号	
速記代	81,400	R4.6.7	株式会社小出速記事務所	佐賀県佐賀市鍋島四丁目5番2号	
記念品代	220,000	〃	株式会社原重製陶所	佐賀県西松浦郡有田町心法丙3639	
駐車場警備代	157,300	〃	中央警備保障株式会社	佐賀県佐賀市高木瀬東三丁目3番10号	
大会冊子印刷代	173,800	〃	株式会社佐賀印刷社	佐賀県佐賀市高木瀬西6-11-7	
会場借上代	944,900	R4.6.8	株式会社マリトピア	佐賀県佐賀市新栄東3丁目7番8号	
食事代	58,080	〃	〃	〃	
コピーカウント料	122,680	R4.6.20	リコージャパン株式会社	佐賀県佐賀市兵庫町瓦町四本松1082	
大会看板・設置代	198,550	R4.6.21	株式会社アサヒ工芸社	佐賀県佐賀市成章町1-15	
この頁の小計	2,157,410				
その他の支出	536,708				
合 計	2,694,118				

- 備考 1. 1件当たりの金額(数回にわたってなされたときは、その合計金額)が、国會議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあっては1万円を超える支出について、国會議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあっては5万円以上の支出について記載すること。
2. 「項目別区分」欄には、様式(その13)(1)支出の総括表の項目欄中「政治活動費」に掲げる項目を記載し( )内には、その項目の費目を記載すること。(例「組織活動費(大会費)」)
3. 「支出の目的」欄には、当該支出の目的を「会場借上費」、「弁当代」、「タクシーチケット」などと記載すること。
4. 「その他の支出」欄には、1件当たりの金額が、国會議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあっては1万円以下の支出を、国議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあっては5万円未満の支出を、一括してその合計金額を記載すること。

(その15)

(2) 政治活動費の内訳		項目別区分 組織活動費 ( 旅費交通費 )		
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)
タクシ一代	69,940	R4.1.13	株式会社 タクシービジネスセンター	佐賀県佐賀市松原二丁目3番35号
旅 費	66,060	R4.3.12	留守 茂幸	佐賀県佐賀市大和町東山田3780
"	68,680	R4.3.12	向門 慶人	佐賀県鳥栖市古賀町543-8
"	66,060	R4.3.12	松原 美寿	佐賀県佐賀市富士町大字小副川749-1
"	70,180	R4.3.23	井上 沙織	佐賀県佐賀市水ヶ江2-2-6-502
"	62,900	R4.5.24	井上 沙織	佐賀県佐賀市水ヶ江2-2-6-502
"	62,320	R4.6.6	留守 茂幸	佐賀県佐賀市大和町東山田3780
"	65,180	R4.6.6	向門 慶人	佐賀県鳥栖市古賀町543-8
タクシ一代	51,710	R4.6.14	株式会社 タクシービジネスセンター	佐賀県佐賀市松原二丁目3番35号
旅 費	68,300	R4.6.16	松原 美寿	佐賀県佐賀市富士町大字小副川749-1
"	64,860	R4.9.27	留守 茂幸	佐賀県佐賀市大和町東山田3780
キャンセル料	62,820	R4.9.30	西鉄旅行株式会社 佐賀支店	佐賀県佐賀市駒南本町6-7 第一内田ビル7階
旅 費	75,300	R4.10.5	留守 茂幸	佐賀県佐賀市大和町東山田3780
"	75,300	R4.10.5	向門 慶人	佐賀県鳥栖市古賀町543-8
"	75,300	R4.10.5	松原 美寿	佐賀県佐賀市富士町大字小副川749-1
この頁の小計	1,004,910			
その他の支出				
合 計				

備考 1. 1件当たりの金額(数回にわたってなされたときは、その合計金額)が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあっては1万円を超える支出について、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあっては5万円以上の支出について記載すること。

2. 「項目別区分」欄には、様式(その13)(1)支出の総括表の項目欄中「政治活動費」に掲げる項目を記載し( )内には、その項目の費目を記載すること。(例「組織活動費(大会費)」)

3. 「支出の目的」欄には、当該支出の目的を「会場借上費」、「弁当代」、「タクシ一代」というように具体的に記載すること。

4. 「その他の支出」欄には、1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあっては1万円以下の支出を、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあっては5万円未満の支出を、…括してその合計金額を記載すること。

(その15)

(2) 政治活動費の内訳		項目別区分 組織活動費 ( 旅費交通費 )			
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
旅 費	93,800	R4.10.19	留守 茂幸	佐賀県佐賀市大和町東山田3780	
〃	93,800	R4.10.19	中倉 政義	佐賀県伊万里市東山代町長浜1151	
〃	93,800	R4.10.19	向門 廉人	佐賀県鳥栖市占賀町543-8	
〃	93,800	R4.10.19	松原 美寿	佐賀県佐賀市富士町大字小副川749-1	
〃	81,500	R4.11.2	井上 沙織	佐賀県佐賀市水ヶ江2-2-6-502	
〃	67,440	R4.11.8	松原 美寿	佐賀県佐賀市富士町大字小副川749-1	
〃	77,100	R4.11.18	留守 茂幸	佐賀県佐賀市大和町東山田3780	
〃	80,200	R4.11.24	井上 沙織	佐賀県佐賀市水ヶ江2-2-6-502	
この 頁 の 小 計	681,440				
その 他 の 支 出	567,500				
合 計	2,253,850				

- 備考 1. 1件当たりの金額(数回にわたってなされたときは、その合計金額)が、国會議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあっては1万円を超える支出について、国會議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかつた期間に行つた支出にあっては5万円以上の支出について記載すること。
2. 「項目別区分」欄には、様式(その13)(1)支出の総括表の項目欄中「政治活動費」に掲げる項目を記載し( )内には、その項目の費日を記載すること。(例「組織活動費(人会費)」)
3. 「支出の目的」欄には、当該支出の目的を「会場借上費」、「弁当代」、「タクシーチケット」というように具体的に記載すること。
4. 「その他の支出」欄には、1件当たりの金額が、国會議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行つた支出にあっては1万円以下の支出を、国會議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかつた期間に行つた支出にあっては5万円未満の支出を、一括してその合計金額を記載すること。

(その15)

備考 1. 1件当たりの金額(数回にわたりてなされたときは、その合計金額)が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあっては1万円を超える支出について、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあっては5万円以上の支出について記載すること。

2. 「項目別区分」欄には、様式(その13)(1)支出の総括表の項目欄中「政治活動費」に掲げる項目を記載し( )内には、その項目の費目を記載すること。(例「組織活動費(会員費)」)

3. 「支払」の目的欄には、当該支払の目的を「会場借上費」、「在当代」、「タクシー代」というように具体的に記載すること。

4. 「その他の支出」欄には、1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体に費する特例規定が適用されていた期間に行なった支出にあっては1万円以下の支出を、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行なった支出にあっては5万円未満の支出を、一括してその合計金額を記載すること。

(その15)

(2) 政治活動費の内訳		項目別区分 組織活動費 ( 組織活動強化費 )			
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
会場費キャンセル料	129,712	R4.1.24	ホテルマリターレ創世	佐賀県佐賀市神野東2丁目5-15	
懇談会費	143,000	R4.3.12	赤坂 四川飯店	東京都千代田区平河町2-5-5	
会場借上代	81,070	R4.3.15	佐嘉神社記念館	佐賀県佐賀市松原町2丁目10番43号	
〃	81,070	R4.3.25	〃	〃	
賃金	72,600	R4.3.31	小林 真美	佐賀県佐賀市駅南木町1-1-1101号	
〃	59,400	R4.5.30	〃	〃	
会場借上代	82,885	R4.6.8	ホテルマリターレ創世	佐賀県佐賀市神野東2丁目5-15	
講師送迎車代	55,320	R4.6.9	中央タクシー株式会社	佐賀県佐賀市兵庫北一丁目1番12号	
懇談会費	115,660	R4.6.15	株式会社JAフーズさが 佐賀牛レストラン牛楽本店	佐賀県佐賀市大財3丁目9番16号	
封筒印刷代	51,150	R4.7.14	株式会社佐賀印刷社	佐賀県佐賀市高木瀬西6-11-7	
のぼり旗代	64,830	R4.10.17	自民党サービスセンター	東京都千代田区永田町1-11-23	
会場借上代	183,860	R4.10.25	佐嘉神社記念館	佐賀県佐賀市松原町2丁目10番43号	
食事(弁当)代	129,600	R4.10.25	〃	〃	
会場借上代	79,860	R4.10.31	〃	〃	
〃	98,290	R4.12.19	〃	〃	
この頁の小計	1,428,307				
その他の支出	1,335,619				
合 計	2,763,926				

備考 1. 1件当たりの金額(数回にわたってなされたときは、その合計金額)が、国會議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあっては1万円を超える支出について、国會議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあっては5万円以上の支出について記載すること。

2. 「項目別区分」欄には、様式(その13)(1)支出の総括表の項目欄中「政治活動費」に掲げる項目を記載し( )内には、その項目の費目を記載すること。(例「組織活動費(大会費)」)

3. 「支出の目的」欄には、当該支出の目的を「会場借上費」、「弁当代」、「タクシーチケット」というように具体的に記載すること。

4. 「その他の支出」欄には、1件当たりの金額が、国會議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあっては1万円以下の支出を、国會議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあっては5万円未満の支出を、一括してその合計金額を記載すること。

(その15)

(2) 政治活動費の内訳		項目別区分 組織活動費 ( 政務調査会費 )			
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
旅 費	67,400	R4.4.4	定松 一生	佐賀県杵島郡白石町大字戸ヶ原2774-2	
〃	67,400	R4.4.4	松原 美寿	佐賀県佐賀市富士町大字小副川749-1	
会場借上代	54,450	R4.8.17	四季彩ホテル 千代田館	佐賀県佐賀市高木瀬町東高木216-1	
〃	440,440	R4.8.29	株式会社 マリビア	佐賀県佐賀市新栄東3丁目7番8号	
コピーカウント料	105,892	R4.9.20	リコージャパン株式会社	佐賀県佐賀市兵庫町瓦町四本松1082	
〃	120,156	R4.10.20	〃	〃	
旅 費	66,300	R4.12.3	定松 一生	佐賀県杵島郡白石町大字戸ヶ原2774-2	
〃	65,140	R4.12.3	松原 美寿	佐賀県佐賀市富士町大字小副川749-1	
この 頁 の 小計	987,178				
そ の 他 の 支 出	198,740				
合 計	1,185,918				

- 備考 1. 1件当たりの金額(数回にわたってなされたときは、その合計金額)が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあっては1万円を超える支出について、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあっては5万円以上の支出について記載すること。
2. 「項目別区分」欄には、様式(その13)(1)支出の総括表の項目欄中「政治活動費」に掲げる項目を記載し( )内には、その項目の費目を記載すること。(例「組織活動費(大会費)」)
3. 「支出の目的」欄には、当該支出の目的を「会場借上費」、「弁当代」、「タクシーチケット」等のように具体的に記載すること。
4. 「その他の支出」欄には、1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあっては1万円以下の支出を、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあっては5万円未満の支出を、一括してその合計金額を記載すること。

(その15)

(2) 政治活動費の内訳		項目別区分 組織活動費 ( 青年局費 )			
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
会場借上代	159,100	R4.3.8	佐嘉神社記念館	佐賀県佐賀市松原2丁目10番43号	
講師送迎車代	116,560	R4.3.8	中央タクシー株式会社	佐賀県佐賀市兵庫北一丁目1番12号	
旅 費	66,060	R4.3.12	古川 裕紀	佐賀県神埼市千代田町下板981-2	
〃	66,060	R4.3.12	上田 雄一	佐賀県武雄市武雄町昭和224番地	
ニュースレター郵送代	155,710	R4.3.15	日本郵便 株式会社	東京都千代田区大手町2-3-1	
航空券代	88,230	R4.3.16	株式会社JTB 国会内店	東京都千代田区永田町2-2-1	
ニュースレター印刷代	77,000	R4.3.28	株式会社佐賀印刷社	佐賀県佐賀市高木瀬西6-11-7	
会場借上代	91,960	R4.5.27	佐嘉神社記念館	佐賀県佐賀市松原2丁目10番43号	
懇親会費	178,000	R4.5.27	〃	〃	
旅 費	50,320	R4.9.5	小田 寛之	佐賀県嬉野町塩田町久間乙3625-2	
〃	50,320	R4.9.5	東 真生	佐賀県伊万里市伊万里町甲92	
〃	57,997	R4.11.19	井上 沙織	佐賀県佐賀市水ヶ江2-2-6-502	
旅券代	1,067,001	R4.12.22	祐徳旅行株式会社	佐賀県鹿島市大字高津原4078番地の1	
この 頁 の 小計	2,224,318				
その他の支出	720,797				
合 計	2,945,115				

備考 1. 1件当たりの金額(数回にわたってなされたときは、その合計金額)が、国會議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあっては1万円を超える支出について、国會議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあっては5万円以上の支出について記載すること。

2. 「項目別区分」欄には、様式(その18)(1) 支出の総括表の項目欄中「政治活動費」に掲げる項目を記載し( )内には、その項目の費目を記載すること。(例「組織活動費(大会費)」)

3. 「支出の目的」欄には、当該支出の目的を「会場借上費」、「弁当代」、「タクシーチャージ」というように具体的に記載すること。

4. 「その他の支出」欄には、1件当たりの金額が、国會議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあっては1万円以下の支出を、国議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあっては5万円未満の支出を、一括してその合計金額を記載すること。

(その15)

(2) 政治活動費の内訳		項目別区分 組織活動費 ( 女性局費 )			
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名(団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、立たる事務所の所在地)	備考
会場借上代	117,854	R4.3.9	ホテルマリターレ創世	佐賀県佐賀市神野東2丁目5-15	
旅 費	66,680	R4.3.12	藤瀬 都子	佐賀県杵島郡大町町福母3068-23	
〃	84,770	R4.3.12	岡 あや子	佐賀県三養基郡みやき町天建寺387	
〃	70,780	R4.3.12	井上 沙織	佐賀県佐賀市水ヶ江2-2-6-502	
会場借上代	228,800	R4.5.24	株式会社マリトピア	佐賀県佐賀市新栄東3丁目7番8号	
旅 費	62,420	R4.9.4	藤瀬 都子	佐賀県杵島郡大町町福母3068-23	
〃	59,680	R4.9.4	増本 知代	佐賀県唐津市山本1756-7	
宿泊費	507,569	R4.12.26	大和リゾート(株)ホテル&リゾート佐賀唐津	佐賀県唐津市東唐津4-9-20	
この頁の小計	1,198,553				
その他の支出	624,476				
合 計	1,823,029				

備考 1. 1件当たりの金額(数回にわたってなされたときは、その合計金額)が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあっては1万円を超える支出について、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあっては5万円以上の支出について記載すること。

2. 「項目別区分」欄には、様式(その13)(1)支出の総括表の項目欄中「政治活動費」に掲げる項目を記載し( )内には、その項目の費目を記載すること。(例「組織活動費(大会費)」)

3. 「支出の目的」欄には、当該支出の目的を「会場借上費」、「弁当代」、「タクシーチケット」というように具体的に記載すること。

4. 「その他の支出」欄には、1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあっては1万円以下の支出を、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあっては5万円未満の支出を、一括してその合計金額を記載すること。

(その15)

備考 1. 1件当たりの金額(教団にわたってなされたときは、その合計金額)が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行つた支出にあっては1万円を超える支出について、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行つた支出にあっては5万円以上の支出について記載すること。

3. 「項目別区分」欄には、第3(その13)(1)支給の後括弧の項目欄中「政治活動費」に掲げる項目を記載し、( )内には、その項目の費目を記載すること。(例)組

2. 17日別途料金に加え、旅費（往復10人（1人出欠混在）、其旨添付）を活動費として算入する（会員費）

3. 「支出の目的」欄には、当該支出の目的を「会場借上費」、「弁当代」、「タクシー代」というように具体的に記載すること。

4. 「その他の支出」欄には、1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体に要する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあっては1万円以下の支出を、国会議員関係政治団体に要する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあっては5万円未満の支出を、一括してその合計金額を記載する。と。

(その15)

(2) 政治活動費の内訳		項目別区分 選挙関係費 ( 選挙関係費 )			
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名(団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
会場借上代	70,833	R4.6.8	ホテルマリターレ創世	佐賀県佐賀市桜野東2丁目5-15	
コピーカウント料	189,195	R4.7.20	リコージャパン株式会社	佐賀県佐賀市兵庫町瓦町四本松1082	
県版政策集代	1,584,000	R4.7.27	株式会社 音成印刷	佐賀県小城市小城町253番地4	
参院選チラシ折込 ・政党広告代	1,660,307	R4.8.12	株式会社 佐賀新聞サービス	佐賀県佐賀市鍋島2丁目301番	
コピーカウント料	65,797	R4.8.22	リコージャパン株式会社	佐賀県佐賀市兵庫町瓦町四本松1082	
旅 費	78,700	R4.11.28	留守 茂幸	佐賀県佐賀市大和町東山田3780	
〃	69,800	R4.11.28	中倉 政義	佐賀県伊万里市東山代町長浜1151	
〃	73,500	R4.11.28	松原 美寿	佐賀県佐賀市富士町大字小副川749-1	
この頁の小計	3,792,132				
その他の支出	1,723,792				
合 計	5,515,924				

- 備考 1. 1件当たりの金額(数回にわたってなされたときは、その合計金額)が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあっては1万円を超える支出について、国会議員関係政治団体に属する特例規定が適用されていなかった期間に行つた支出にあっては5万円以上の支出について記載すること。
2. 「項目別区分」欄には、様式(その13)(1) 支出の総括表の項目欄中「政治活動費」に掲げる項目を記載し( )内には、その項目の費目を記載すること。(例「組織活動費(大公費)」)
3. 「支出の目的」欄には、当該支出の目的を「会場借上費」、「弁当代」、「タクシーデ」などと具体的に記載すること。
4. 「その他の支出」欄には、1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行つた支出にあっては1万円以下の支出を、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行つた支出にあっては5万円未満の支出を、一括してその合計金額を記載すること。

(その15)

(2) 政治活動費の内訳		項目別区分 選挙関係費 ( 公認料 )		
支出の目的		年月日	支出を受けた者の氏名(団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)
公認料	100,000	R4.2.15	吉川 里巳	佐賀県武雄市朝日町大字廿久2794-8
〃	100,000	R4.2.15	牟田 勝浩	佐賀県武雄市若木町大字本部4589番地2
〃	100,000	R4.2.15	松尾 初秋	佐賀県武雄市武雄町大字永島13751
〃	100,000	R4.2.15	山口 昌宏	佐賀県武雄市東川登町大字永野5888
〃	100,000	R4.2.15	古川 盛義	佐賀県武雄市武内町大字貞手野32638
〃	100,000	R4.2.15	石橋 敏伸	佐賀県武雄市西川登町大字神六27015
〃	100,000	R4.2.15	上田 雄一	佐賀県武雄市武雄町昭和224
〃	100,000	R4.2.15	吉原 新司	佐賀県武雄市朝日町大字中野10797-1
〃	100,000	R4.2.15	豊村 貴司	佐賀県武雄市武雄町大字水島14924番地7
〃	100,000	R4.2.15	猪村 利恵子	佐賀県武雄市北方町大字志久1378-18-101
〃	100,000	R4.2.15	杉原 豊喜	佐賀県武雄市山内町大字鳥海18433-2
〃	100,000	R4.2.15	末藤 正幸	佐賀県武雄市山内町大字犬走5779-4
〃	100,000	R4.2.15	永沼 彰	佐賀県神埼市千代田町姉790-2
〃	100,000	R4.2.15	山口 義文	佐賀県神埼市神埼町尾崎3354
〃	100,000	R4.10.27	松永 孝三	佐賀県伊万里市山代町立岩2427-3
この頁の小計	1,500,000			
その他の支出				
合 計				

備考 1. 1件当たりの金額(数回にわたってなされたときは、その合計金額)が、国會議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあっては1万円を超える支出について、国會議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあっては5万円以上の支出について記載すること。

2. 「項目別区分」欄には、様式(その13)(1)支出の総括表の項目欄中「政治活動費」に掲げる項目を記載し( )内には、その項目の費目を記載すること。(例「組織活動費(大会費)」)

3. 「支出の目的」欄には、当該支出の目的を「会場借上費」、「弁当代」、「タクシーフェア」というように具体的に記載すること。

4. 「その他の支出」欄には、1件当たりの金額が、国會議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあっては1万円以下の支出を、国議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあっては5万円未満の支出を、一括してその合計金額を記載すること。

(その15)

(2) 政治活動費の内訳		項目別区分 選挙関係費		( 公 認 料 )	
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名(団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
公認料	100,000	R4.10.27	井手 勲	佐賀県伊万里市南波多町小麦原172	
〃	300,000	R4.11.22	留守 茂幸	佐賀県佐賀市大和町東山田3780	
〃	300,000	R4.11.22	木原 奉文	佐賀県佐賀市多布施4丁目19-16	
〃	300,000	R4.11.22	川崎 常博	佐賀県佐賀市諸富町大字為重26番地1	
〃	300,000	R4.11.22	古賀 陽三	佐賀県佐賀市新郷本町4-8	
〃	300,000	R4.11.22	西久保 弘克	佐賀市鍋島町大字蛎久1076-3	
〃	300,000	R4.11.22	一ノ瀬 裕子	佐賀県佐賀市中の小路8-3	
〃	300,000	R4.11.22	青木 一功	佐賀県佐賀市八幡小路5-10	
〃	300,000	R4.11.22	大場 芳博	佐賀県唐津市半山2014番地	
〃	300,000	R4.11.22	富田 幸樹	佐賀県唐津市相知町中山4353-6	
〃	300,000	R4.11.22	田中 秀和	佐賀県唐津市原337番6	
〃	300,000	R4.11.22	桃崎 祐介	佐賀県唐津市浜玉町横田下518	
〃	300,000	R4.11.22	中村 圭一	佐賀県鳥栖市あさひ新町940番地48	
〃	300,000	R4.11.22	指山 清範	佐賀県島栖市篠木町2103-1 サンヒルズマンション602	
〃	300,000	R4.11.22	岡口 重文	佐賀県伊万里市大川町大川野2844	
この貢の小計	4,300,000				
その他の支出					
合計					

- 備考 1. 1件当たりの金額(数回にわたってなされたときは、その合計金額)が、国會議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあっては1万円を超える支出について、国會議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかつた期間に行った支出にあっては5万円以上の支出について記載すること。
2. 「項目別区分」欄には、様式(その13)(1)支出の総括表の項目欄中「政治活動費」に掲げる項目を記載し( )内には、その項目の費目を記載すること。(例「組織活動費(大会費)」)
3. 「支出の目的」欄には、当該支出の目的を「会場借上費」、「弁当代」、「タクシーチケット」というように具体的に記載すること。
4. 「その他の支出」欄には、1件当たりの金額が、国會議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあっては1万円以下の支出を、国會議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかつた期間に行った支出にあっては5万円未満の支出を、一括してその合計金額を記載すること。

(その15)

(2) 政治活動費の内訳		項目別区分 濟舉關係費 ( 公認料 )		
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名(団体にあっては、その名称)	支山を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)
公認料	300,000	R4.11.22	弘川 貴紀	佐賀県伊万里市山代町久原2826番地2
〃	300,000	R4.11.22	上井 敏行	佐賀県鹿島市大字高津原4002
〃	300,000	R4.11.22	坂口 祐樹	佐賀県藤津郡太良町多良3532-1
〃	300,000	R4.11.22	藤木卓一郎	佐賀県小城市三日月町樋口227
〃	300,000	R4.11.22	池田 正恭	佐賀県小城市小城町松尾408番地2
〃	300,000	R4.11.22	八谷 克幸	佐賀県神埼市神埼町永歌289
〃	300,000	R4.11.22	古川 裕紀	佐賀県神埼市千代山町下板981-2
〃	300,000	R4.11.22	宮原 真一	佐賀県三養基郡みやき町江口332
〃	300,000	R4.11.22	古賀 和浩	佐賀県三養基郡基山町大字宮浦89-6
〃	300,000	R4.11.22	原田 寿雄	佐賀県西松浦郡有田町戸杓丙445-1
〃	300,000	R4.11.22	石倉 秀郷	佐賀県杵島郡江北町大字山口4412-3
〃	300,000	R4.11.22	定松 一生	佐賀県杵島郡白石町戸ヶ里2774-2
〃	100,000	R4.12.12	野北 悟	佐賀県多久市北多久町大字多久原2528-10
〃	100,000	R4.12.12	小川 三郎	佐賀県多久市北多久町大字小寺4619番地4
〃	100,000	R4.12.12	中島 慶子	佐賀県多久市多久町2052-3
この頁の小計	3,900,000			
その他の支出				
合計				

備考 1. 1件当たりの金額(数回にわたってなされたときは、その合計金額)が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあっては1万円を超える支出について、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあっては5万円以上の支出について記載すること。

2. 「項目別区分」欄には、様式(その13)(1)支出の総括表の項目欄中「政治活動費」に掲げる項目を記載し、( )内には、その項目の費目を記載すること。(例「組織活動費(会費)」)

3. 「支出の目的」欄には、当該支出の目的を「会場借上費」、「弁当代」、「タクシーチケット」というように具体的に記載すること。

4. 「その他の支出」欄には、1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあっては1万円以下の支出を、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあっては5万円未満の支出を、一括してその合計金額を記載すること。

(卷之五)

(2) 政治活動費の内訳		項目別区分	選挙関係費	( 公認料 )
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名(団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)
公認料	100,000	R4.12.12	古賀 公彦	佐賀県多久市多久町2252
〃	300,000	R4.12.26	石井 秀夫	佐賀県嬉野市嬉野町大字下宿乙2367-8
〃	300,000	R4.12.26	石丸 太郎	佐賀県武雄市橋町大字芦原4660
〃	300,000	R4.12.26	稻富 正敏	佐賀県武雄市武雄町大字富岡10504-5
〃	300,000	R4.12.26	井上 裕文	佐賀県唐津市肥前町新木場1862番地3
この頁の小計	1,300,000			
その他の支出	0			
合 計	11,000,000			

備考 1. 1件当たりの金額(数回にわたってなされたときは、その合計金額)が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行なった支出にあっては1万円を超える支出について、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行なった支出にあっては5万円以上の支出について記載すること。

2. 「項目別区分」欄には、様式(イ)の(3)(1)「支出の総括表の項目欄中「政治活動費」に掲げる項目を記載し( )内には、その項目の費目を記載すること。(例「組

總活動費（大會費）：

### 3 「支出の目的」欄には

4 「その他の支出」欄には、1件当たりの金額が「国会議員關係政治団体に関する特例規定を適用されていた期間に行

<sup>1</sup> 例如，1997年《中国社会经济统计年鉴》显示，全国有1.1亿人（占总人口的10%）没有参加任何一种社会保险。

具体的な政治的立場に関する明確な規定が適用されていない場合は、原則として、公的機関は、その政治的立場を表明する場合、必ずしてその旨を明確に記載する。

(その15)

備考 1. 1件当たりの金額(数回にわたってなされたときは、その合計金額)が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行つた支出にあっては1万円を

超える支出について、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあっては5万円以上の支出について記載することとする。

2. 「項目別区分」欄には、様式(その13)(1)支出の総括表の項目欄中「政治活動費」に掲げる項目を記載し、( )内には、その項目の費目を記載すること。(例「組合活動費（大会費）」)

3. 「支出の目的」欄には、当該支出の目的を「会場借上費」、「弁当代」、「タクシーティ」というように具体的に記載すること。

4. 「その他の支出」欄には、1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行なった支出にあっては1万円以下の支出を、国会議

昌閣係政治団体に関する特例規定が適用されていたかった期間に行なった支出にあっては5万円未満の支出を、括してその合計金額を記載すること。

(その15)

備考 1. 1件当たりの金額(波回にわたってなされたときは、その合計金額)が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行なった支出にあっては1万円を

繰る支出について、国会議員關係政治団体に関する特例規定が適用されていなかつた期間に行つた支出にあっては5万円以上の支出について記載することとする。

2. 「項目別区分」欄には、様式(その13)(1)支出の総括表の項目欄中「政治活動費」に掲げる項目を記載し( )内には、その項目の費目を記載すること。(例「組織活動費(大会費)」)

3. 「支川の目的」欄には、当該文書の目的を「会場備上費」、「弁当代」、「タクシー代」というように具体的に記載すること。

4. 「その他の支出」欄には、1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあっては1万円以下の支出を、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあっては5万円未満の支出を、一括してその合計金額を記載すること。

(その15)

備考 1. 1件当たりの金額(数回にわたってなされたときは、その合計金額)が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあっては1万円を

端ある支出について、国会議員間接政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行なった支出にあっては5万円以上の支出について記載すること

2. 「項目別区分」欄には、様式(その13) (1) 支出の総括表の項目欄中「政治活動費」に掲げる項目を記載し( )内には、その項目の費目を記載すること。(例「組織活動費(会員費)」)

3 「支給の目的」欄には、当該支出の目的を「会員借上費」「会員代」「タクシーレンタ」というように具体的に記載すること。

4. 「その他の支出」欄には、1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあっては1万円以下の支出を、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあっては5万円未満の支出を、一括してその合計金額を記載すること。

(7-0)15

備考 1. 1件当たりの金額(数回にわたってなされたときは、その合計金額)が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行なった支出にあっては1万円を

超える支出について、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあっては5万円以上の支出について記載する」と

2. 「項目別区分」欄には、様式(その13)(1)支出の総括表の項目欄中「政治活動費」に掲げる項目を記載し( )内には、その項目の費目を記載すること。(例「組織活動費(会員費)」)

3. 「支出の目的」欄には、当該支弁の目的を「会場備上費」「弁当代」「タクシー料」というように具体的に記載すること。

<sup>4</sup> 「その他の支出」欄には、一件当たりの金額が、国会議員間係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行なった支出においては1万円以下の支出を、国会議員

昌閣係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行なった支出にあっては5万円未満の支出を、一括してその合計金額を記載すること。

(その15)

備考 1. 1件当たりの金額(数回にわたってなされたときは、その合計金額)が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行なった支出にあっては1万円を

開催する支出について、国金議会関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあっては5万円以上の支出について記載すること

2.「項目別区分」欄には、様式(その13)(1)支出の総括表の項目欄中「政治活動費」に掲げる項目を記載し( )内には、その項目の費目を記載すること。(例)組織活動費(会員費)( )

3 「支出の目的」欄には、当該支出の目的を「会場備上費」「弁当代」「タクシー代」というように具体的に記載すること。

4.「その他の支出」欄には、1件当たりの金額が、国會議員開闢政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行なった支出にあっては1万円以下の支出を、国會議員開闢政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行なった支出にあっては5万円未満の支出を、括してその合計金額を記載すること。

(卷八)15

備考 1. 1件当たりの金額(数回にわたってなされたときは、その合計金額)が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行なった支出にあっては1万円を超える支出について、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行なった支出にあっては5万円以上の支出について記載すること。

2. 「項目別区分」欄には、様式(その13)(1)支出の総括表の項目欄中「政治活動費」に掲げる項目を記載し( )内には、その項目の費目を記載すること。(例)組

織活動費（大会費）】

3. 「支出の目的」欄には、当該支出の目的を「会場借上費」、「弁当代」、「タクシー代」というように具体的に記載すること。

4. 「その他の支出」欄には、1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行なった支出にあっては1万円以下の支出を、国会議員

員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行なった支出にあっては5万円未満の支出を、一括してその合計金額を記載すること。

(その15)

(2) 政治活動費の内訳		項目別区分	寄附・交付金	( 支部強化費 )	
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名(団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
交付金	841,000	R4.6.4	自由民主党佐賀市支部	佐賀県佐賀市南佐賀1-6-21	
"	538,000	R4.6.4	自由民主党唐津市支部	佐賀県唐津市湊町729-2	
"	549,000	R4.6.4	自由民主党鳥栖市支部	佐賀県鳥栖市宿町1436	
"	320,000	R4.6.4	自由民主党多久市支部	佐賀県多久市北多久町大字小侍2268番地3	
"	669,000	R4.6.4	自由民主党伊万里市支部	佐賀県伊万里市大坪町丙1781-1	
"	370,000	R4.6.4	自由民主党武雄市支部	佐賀県武雄市若木町本部4588	
"	378,000	R4.6.4	自由民主党鹿島市支部	佐賀県鹿島市大字納富分3111-7	
"	275,000	R4.6.4	自由民主党諸富支部	佐賀県佐賀市諸富町大字為重26番1	
"	226,000	R4.6.4	自由民主党東与賀町支部	佐賀県佐賀市東与賀町下古賀1007-2	
"	287,000	R4.6.4	自由民主党久保田町支部	佐賀県佐賀市久保田町大字久保田1172	
"	330,000	R4.6.4	自由民主党大和町支部	佐賀県佐賀市大和町尼寺1282-1	
"	277,000	R4.6.4	自由民主党富士町支部	佐賀県佐賀市富士町上無津呂366	
"	521,000	R4.6.4	自由民主党神埼市支部	佐賀県神埼市神埼町尾崎3354番地	
"	333,000	R4.6.4	自由民主党吉野ヶ里町支部	佐賀県神埼郡吉野ヶ里町三津1476-1	
"	194,000	R4.6.4	自由民主党三瀬村支部	佐賀県佐賀市三瀬村杠187	
この 頁 の 小 計	6,108,000				
その 他 の 支 出					
合 計					

備考 1. 1件当たりの金額(数回にわたってなされたときは、その合計金額)が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあっては1万円を超える支出について、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあっては3万円以上の支出について記載すること。

2. 「項目別区分」欄には、様式(その13)(1)支出の総括表の項目欄中「政治活動費」に掲げる項目を記載し、( )内には、その項目の費目を記載すること。(例「組織活動費(大会費)」)

3. 「支出の目的」欄には、当該支出の目的を「会場借上費」、「弁当代」、「タクシーチケット」というように具体的に記載すること。

4. 「その他の支出」欄には、1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあっては1万円以下の支出を、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあっては5万円未満の支出を、括してその合計金額を記載すること。

(その15)

(2) 政治活動費の内訳		項目別区分	寄附・交付金	( 支部強化費 )	
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
交付金	550,000	R4.6.4	自由民主党基山町支部	佐賀県三養基郡基山町小倉945-1	
"	323,000	R4.6.4	自由民主党中央原支部	佐賀県三養基郡みやき町大字原古賀6340	
"	422,000	R4.6.4	自由民主党北茂安支部	佐賀県三養基郡みやき町大字中津隈2008-54	
"	335,000	R4.6.4	自由民主党三根支部	佐賀県三養基郡みやき町大字寄人1893	
"	269,000	R4.6.4	自由民主党上峰町支部	佐賀県三養基郡上峰町大字坊所681番地	
"	469,000	R4.6.4	自由民主党小城市支部	佐賀県小城市芦刈町芦溝577-2	
"	374,000	R4.6.4	自由民主党浜田町支部	佐賀県唐津市浜玉町五反田138	
"	279,000	R4.6.4	自由民主党七山支部	佐賀県唐津市七山白木2756-1	
"	235,000	R4.6.4	自由民主党巖木支部	佐賀県唐津市巖木町広瀬1630	
"	321,000	R4.6.4	自由民主党相知支部	佐賀県唐津市相知町佐里1963	
"	233,000	R4.6.4	自由民主党北波多支部	佐賀県唐津市北波多田中1645-5	
"	272,000	R4.6.4	自由民主党肥前町支部	佐賀県唐津市肥前町入野甲450番地	
"	332,000	R4.6.4	自由民主党玄海町支部	佐賀県東松浦郡玄海町大字今村4956	
"	272,000	R4.6.4	自由民主党鎮西町支部	佐賀県唐津市鎮西町八床4243	
"	224,000	R4.6.4	自由民主党呼子町支部	佐賀県唐津市呼子町呼子3817-5	
この 頁 の 小 計	4,910,000				
その 他 の 支 出					
合 計					

- 備考 1. 1件当たりの金額(数回にわたってなされたときは、その合計金額)が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあっては1万円を超える支出について、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあっては5万円以上の支出について記載すること。
2. 「項目別区分」欄には、様式(その13)(1) 支出の総括表の項目欄中「政治活動費」に掲げる項目を記載し( )内には、その項目の費目を記載すること。(例「組織活動費(大会費)」)
3. 「支出の目的」欄には、当該支出の目的を「会場借上費」、「弁当代」、「タクシーチケット」というように具体的に記載すること。
4. 「その他の支出」欄には、1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあっては1万円以下の支出を、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあっては5万円未満の支出を、一括してその合計金額を記載すること。

(その15)

(2) 政治活動費の内訳		項目別区分	寄附・交付金	( 支部強化費 )	
支出の目的	金額	年月日	支川を受けた者の氏名(団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
交付金	331,000	R4.6.4	自由民主党有田町支部	佐賀県西松浦郡有田町黒牟田内3483	
"	228,000	R4.6.4	自由民主党西有田支部	佐賀県西松浦郡有田町上内野丙3430-1	
"	226,000	R4.6.4	自由民主党山内町支部	佐賀県武雄市山内町鳥海18433番地2	
"	146,000	R4.6.4	自由民主党北方町支部	佐賀県武雄市北方町大崎1797-8	
"	224,000	R4.6.4	自由民主党大町町支部	佐賀県杵島郡大町町大字大町5141-22	
"	285,000	R4.6.4	自由民主党江北町支部	佐賀県杵島郡江北町惣領分2603	
"	376,000	R4.6.4	自由民主党白石町支部	佐賀県杵島郡白石町大字牛屋1186	
"	326,000	R4.6.4	自由民主党太良町支部	佐賀県藤津郡太良町大字大浦丁1701	
"	232,000	R4.6.4	自由民主党塩田町支部	佐賀県嬉野市塩田町大字久間乙380	
"	297,000	R4.6.4	自由民主党嬉野町支部	佐賀県嬉野市嬉野町大字岸屋川内乙2142番地1	
"	120,000	R4.6.4	日本遺族政治連盟佐賀県支部	佐賀県佐賀市川原町8-27	
"	30,000	R4.6.4	佐賀県歯科技工士連盟	佐賀県伊万里市東山代町長浜153-1	
"	50,000	R4.6.4	自由民主党佐賀県ときわ会支部	佐賀県佐賀市駅前中央1-11-20	
"	120,000	R4.6.4	自由民主党21世紀佐賀をつくる会	佐賀県小城市三日月町長神田949-30	
"	30,000	R4.6.4	自由民主党佐賀県旅客船支部	佐賀県唐津市鎮西町馬渡島77	
この頁の小計	3,021,000				
その他の支出					
合計					

備考 1. 1件当たりの金額(数回にわたってなされたときは、その合計金額)が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行なった支出にあっては1万円を超える支出について、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行なった支出にあっては5万円以上の支出について記載すること。

2. 「項目別区分」欄には、様式(その13)(1)支出の総括表の項目欄中「政治活動費」に掲げる項目を記載し( )内には、その項目の費目を記載すること。(例「組織活動費(大会費)」)

3. 「支出の目的」欄には、当該支出の目的を「会場借上費」、「弁当代」、「タクシーチケット」というように具体的に記載すること。

4. 「その他の支出」欄には、1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行なった支出にあっては1万円以下の支出を、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行なった支出にあっては5万円未満の支出を、一括してその合計金額を記載すること。

(その15)

(2) 政治活動費の内訳		項目別区分 寄附・交付金 ( 支部強化費 )		
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名(団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)
交付金	30,000	R4.6.4	自由民主党佐賀県電気通信支部	佐賀県佐賀市末広1丁目9番35号
〃	50,000	R4.6.4	自由民主党佐賀県エルピーガス支部	佐賀県佐賀市神野東2-2-1
〃	90,000	R4.6.4	自由民主党佐賀県土地改良支部	佐賀県佐賀市大財3丁目8番30号
〃	30,000	R4.6.4	自由民主党佐賀県石油販売業支部	佐賀県佐賀市川原町8-27
〃	140,000	R4.6.4	自由民主党佐賀県郵政政治連盟支部	佐賀県鳥栖市山浦町1373-16
〃	140,000	R4.6.4	自由民主党佐賀県歯科医師支部	佐賀県佐賀市西田代2-5-24
〃	140,000	R4.6.4	自由民主党佐賀県医療会支部	佐賀県佐賀市水ヶ江一丁目12番10号
〃	140,000	R4.6.4	自由民主党佐賀県薬剤師支部	佐賀県佐賀市本庄町大字本庄1269-1
〃	120,000	R4.6.4	自由民主党佐賀県建設支部	佐賀県佐賀市城内2-2-37
〃	90,000	R4.6.4	自由民主党佐賀県看護連盟支部	佐賀県佐賀市久保田町徳万1997-1
〃	30,000	R4.6.4	自由民主党佐賀県たばこ販売支部	佐賀県佐賀市駅前中央3-6-11
〃	90,000	R4.6.4	自由民主党佐賀県宅建支部	佐賀県佐賀市神野東4丁目1番10号
〃	20,000	R4.6.4	自由民主党佐賀県林材支部	佐賀県佐賀市本庄町大字木庄278-4
〃	50,000	R4.6.4	自由民主党佐賀県トラック物流支部	佐賀県佐賀市高木瀬西三丁目1番20号
〃	90,000	R4.6.4	自由民主党佐賀県同和会支部	佐賀県佐賀市大神二丁目2番28号
この頁の小計	1,250,000			
その他の支出				
合計				

備考 1. 1件当たりの金額(数回にわたってなされたときは、その合計金額)が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行つた支出にあっては1万円を

超える支出について、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかつた期間に行つた支出にあっては5万円以上の支出について記載すること。

2. 「項目別区分」欄には、様式(その13)(1)支出の総括表の項目欄中「政治活動費」に掲げる項目を記載し( )内には、その項目の費目を記載すること。(例「組織活動費(大会費)」)

3. 「支出の目的」欄には、当該支出の目的を「会場借上費」、「弁当代」、「タクシーチケット」というように具体的に記載すること。

4. 「その他の支出」欄には、1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行つた支出にあっては1万円以下の支出を、国会議

員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかつた期間に行つた支出にあっては5万円未満の支出を、一括してその合計金額を記載すること。

(その15)

(2) 政治活動費の内訳		項目別区分	寄附・交付金	( 支部強化費 )	
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
交付金	90,000	R4.6.4	自由民主党佐賀県地域振興支部	佐賀県西松浦郡有田町本町丙972-15	
〃	50,000	R4.6.4	自由民主党佐賀県環境保全支部	佐賀県佐賀市東与賀町大字飯盛2634-1	
〃	140,000	R4.6.4	自由民主党佐賀県ちんたい支部	佐賀県佐賀市大祐2-2-23	
〃	120,000	R4.6.4	自由民主党佐賀県柔道整復師支部	佐賀県佐賀市嘉瀬町大字中原2092番地	
〃	90,000	R4.6.4	自由民主党佐賀県理学療法士連盟支部	佐賀県唐津市松南町119-2	
〃	90,000	R4.6.4	自由民主党佐賀県造園建設業協会支部	佐賀県佐賀市金立町大字千布637-1	
〃	286,000	R4.6.10	自由民主党川副町支部	佐賀県佐賀市川副町大井道1697-1	
〃	25,000	R4.9.21	自由民主党佐賀県遊技産業支部	佐賀県唐津市長谷18-1-2階	
この頁の小計	891,000				
その他の支出	0				
合 計	16,180,000				

- 備考 1. 1件当たりの金額(数回にわたってなされたときは、その合計金額)が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあっては1万円を超える支出について、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあっては3万円以上の支出について記載すること。
2. 「項目別区分」欄には、様式(その13)(1)支出の総括表の項目欄中「政治活動費」に掲げる項目を記載し( )内には、その項目の費目を記載すること。(例「組織活動費(大会費)」)
3. 「支出の目的」欄には、当該支出の目的を「会場借上費」、「弁当代」、「タクシーチケット」というように具体的に記載すること。
4. 「その他の支出」欄には、1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあっては1万円以下の支出を、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあっては5万円未満の支出を、一括してその合計金額を記載すること。

(七〇) 15)

備考 1. 1件当たりの金額(数回にわたってなされたときは、その合計金額)が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行なった支出にあっては1万円を  
額える支出について、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかつた期間に行なった支出にあっては5万円以上の支出について記載すること。

2. 「項目別区分」欄には、様式(その18)(1) 支出の総括表の項目欄中「政治活動費」に掲げる項目を記載し( )内には、その項目の費目を記載すること。(例 納入金)

織活動費（大公費）」)

3. 「支出の目的」欄には、当該支出の目的を「会場借上費」、「弁当代」、「タクシーチケット」などと具体的に記載すること。

4. 「その他の支出」欄には、1件当たりの金額が、国會議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行なった支出にあっては1万円以下の支出を、国會議

員団体に於ける特例規定が適用されていなかった期間に行つた支出にあっては5万円未満の支出を、一括してその合計金額を記載すること。

(その16)

## (4) 本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出の内訳

支 出 項 目	金 額	年月日	交付金の供与を受けた 本部又は支部の名称	主たる事務所の所在地	備 考
交付金	841,000	R4.6.4	自由民主党佐賀市支部	佐賀県佐賀市南佐賀1-6-21	
〃	538,000	R4.6.4	自由民主党唐津市支部	佐賀県唐津市湊町729-2	
〃	549,000	R4.6.4	自由民主党鳥栖市支部	佐賀県鳥栖市宿町1436	
〃	320,000	R4.6.4	自由民主党多久市支部	佐賀県多久市北多久町大字小舟2268番地3	
〃	669,000	R4.6.4	自由民主党伊万里市支部	佐賀県伊万里市大坪町丙1781-1	
〃	370,000	R4.6.4	自由民主党武雄市支部	佐賀県武雄市若木町本部4588	
〃	378,000	R4.6.4	自由民主党鹿島市支部	佐賀県鹿島市大字納富分3111-7	
〃	275,000	R4.6.4	自由民主党諸富支部	佐賀県佐賀市諸富町大字為車26番1	
〃	226,000	R4.6.4	自由民主党東与賀町支部	佐賀県佐賀市東与賀町下古賀1007-2	
〃	287,000	R4.6.4	自由民主党久保田町支部	佐賀県佐賀市久保田町大字久保田1172	
〃	330,000	R4.6.4	自由民主党大和町支部	佐賀県佐賀市大和町尼寺1282-1	
〃	277,000	R4.6.4	自由民主党富士町支部	佐賀県佐賀市富士町上無津呂366	
〃	521,000	R4.6.4	自由民主党神埼市支部	佐賀県神埼市神埼町尾崎3354番地	
〃	333,000	R4.6.4	自由民主党吉野ヶ里町支部	佐賀県神埼郡吉野ヶ里町三津1476-1	
〃	194,000	R4.6.4	自由民主党三瀬村支部	佐賀県佐賀市三瀬村杠187	
この 頁 の 小 計	6,108,000				
合 計					

備考 当該政治団体の本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出については、様式(その13)に掲げる支出項目ごとに、その本部又は支部の名称及び主たる事務所の所在地並びに当該交付金の金額及び供与した年月日を該当欄に記載すること。

(その16)

(4) 本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出の内訳					
支 出 項 目	金 額	年月日	交付金の供与を受けた 本部又は支部の名称	主たる事務所の所在地	備 考
交付金	550,000	R4.6.4	自由民主党基山町支部	佐賀県三養基郡基山町小倉945-1	
"	323,000	R4.6.4	自由民主党中央原支部	佐賀県三養基郡みやき町大字原古賀6340	
"	422,000	R4.6.4	自由民主党北茂安支部	佐賀県三養基郡みやき町大字中津原2608-54	
"	335,000	R4.6.4	自由民主党三根支部	佐賀県三養基郡みやき町大字寄人1893	
"	269,000	R4.6.4	自由民主党上峰町支部	佐賀県三養基郡上峰町大字坊所681番地	
"	469,000	R4.6.4	自由民主党小城市支部	佐賀県小城市芦刈町芦溝577-2	
"	374,000	R4.6.4	自由民主党浜玉町支部	佐賀県唐津市浜玉町五反田138	
"	279,000	R4.6.4	自由民主党七山支部	佐賀県唐津市七山白木2756-1	
"	235,000	R4.6.4	自由民主党巣木支部	佐賀県唐津市巣木町広瀬1630	
"	321,000	R4.6.4	自由民主党相知支部	佐賀県唐津市相知町佐里1963	
"	233,000	R4.6.4	自由民主党北波多支部	佐賀県唐津市北波多田中1645-5	
"	272,000	R4.6.4	自由民主党肥前町支部	佐賀県唐津市肥前町入野甲450番地	
"	332,000	R4.6.4	自由民主党玄海町支部	佐賀県東松浦郡玄海町大字今村4956	
"	272,000	R4.6.4	自由民主党鎮西町支部	佐賀県唐津市鎮西町八床4243	
"	224,000	R4.6.4	自由民主党呼子町支部	佐賀県唐津市呼子町呼子3817-5	
この頁の小計	4,910,000				
合 計					

備考 当該政治団体の本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出については、様式(その13)に掲げる支出項目ごとに、その本部又は支部の名称及び主たる事務所の所在地並びに当該交付金の金額及び供与した年月日を該当欄に記載すること。

(その16)

## (4) 本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出の内訳

支出項目	金額	年月日	交付金の供与を受けた本部又は支部の名称	主たる事務所の所在地	備考
交付金	331,000	R4.6.4	自由民主党有田町支部	佐賀県西松浦郡有田町黒牛田丙3483	
"	228,000	R4.6.4	自由民主党西有田支部	佐賀県西松浦郡有田町上内野丙3430-1	
"	226,000	R4.6.4	自由民主党山内町支部	佐賀県武雄市山内町鳥海18433番地2	
"	146,000	R4.6.4	自由民主党北方町支部	佐賀県武雄市北方町大崎1797-8	
"	224,000	R4.6.4	自由民主党大町町支部	佐賀県杵島郡大町町大字大町5141-22	
"	285,000	R4.6.4	自山民三党江北町支部	佐賀県杵島郡江北町惣領分2603	
"	376,000	R4.6.4	自由民主党白石町支部	佐賀県杵島郡白石町大字牛屋1186	
"	326,000	R4.6.4	自由民主党太良町支部	佐賀県藤津郡太良町大字大浦丁1701	
"	232,000	R4.6.4	自由民主党塩田町支部	佐賀県嬉野市塩田町大字久間乙380	
"	297,000	R4.6.4	自由民主党嬉野町支部	佐賀県嬉野市嬉野町大字岩屋川内乙2142番地1	
"	120,000	R4.6.4	日本遺族政治連盟佐賀県支部	佐賀県佐賀市川原町8-27	
"	30,000	R4.6.4	佐賀県歯科技工士連盟	佐賀県伊万里市東山代町長浜153-1	
"	50,000	R4.6.4	自由民主党佐賀県ときわ会支部	佐賀県佐賀市駅前中央1-11-20	
"	120,000	R4.6.4	自由民主党21世紀佐賀をつくる会	佐賀県小城市二日月町長神田949-30	
"	30,000	R4.6.4	自由民主党佐賀県旅客船支部	佐賀県唐津市鎮西町馬渡島77	
この頁の小計	3,021,000				
合計					

備考 当該政治団体の本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出については、様式(その13)に掲げる支出項目ごとに、その本部又は支部の名称及び主たる事務所の所在地並びに当該交付金の金額及び供与した年月日を該当欄に記載すること。

(その16)

## (4) 本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出の内訳

支 出 項 目	金 額	年月日	交付金の供与を受けた 本部又は支部の名称	主たる事務所の所在地	備 考
交付金	30,000	R4.6.4	自由民主党佐賀県電気通信支部	佐賀県佐賀市末広1丁目9番35号	
〃	50,000	R4.6.4	自由民主党佐賀県エルビーガス支部	佐賀県佐賀市神野東2-2-1	
〃	90,000	R4.6.4	自由民主党佐賀県土地改良支部	佐賀県佐賀市大財3丁目8番30号	
〃	30,000	R4.6.4	自由民主党佐賀県石油販売業支部	佐賀県佐賀市川原町8-27	
〃	140,000	R4.6.4	自由民主党佐賀県郷政政治連盟支部	佐賀県鳥栖市山浦町1373-16	
〃	140,000	R4.6.4	自由民主党佐賀県歯科医師支部	佐賀県佐賀市西田代2-5-24	
〃	140,000	R4.6.4	自由民主党佐賀県医療会支部	佐賀県佐賀市水ヶ江一丁目12番10号	
〃	140,000	R4.6.4	自由民主党佐賀県薬剤師支部	佐賀県佐賀市本庄町大字木庄1269-1	
〃	120,000	R4.6.4	自由民主党佐賀県建設支部	佐賀県佐賀市城内2-2-37	
〃	90,000	R4.6.4	自由民主党佐賀県看護連盟支部	佐賀県佐賀市久保田町徳万1997-1	
〃	30,000	R4.6.4	自由民主党佐賀県たばこ販売支部	佐賀県佐賀市駅前中央3-6-11	
〃	90,000	R4.6.4	自由民主党佐賀県宅建支部	佐賀県佐賀市神野東4丁目1番10号	
〃	20,000	R4.6.4	自由民主党佐賀県林材支部	佐賀県佐賀市本庄町大字本庄278-4	
〃	50,000	R4.6.4	自由民主党佐賀県トラック物流支部	佐賀県佐賀市高木瀬西3丁目1番20号	
〃	90,000	R4.6.4	自由民主党佐賀県同和会支部	佐賀県佐賀市天神二丁目2番28号	
この 頁 の 小 計	1,250,000				
合 計					

備考 当該政治団体の本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出については、様式(その13)に掲げる支出項目ごとに、その本部又は支部の名称及び主たる事務所の所在地並びに当該交付金の金額及び供与した年月日を該当欄に記載すること。

(その16)

(4) 本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出の内訳

支 出 項 目	金 額	年月日	交付金の供与を受けた 本部又は支部の名称	主たる事務所の所在地	備 考
交付金	90,000	R4.6.4	自由民主党佐賀県地域振興支部	佐賀県西松浦郡有田町本町丙972-15	
〃	50,000	R4.6.4	自由民主党佐賀県環境保全支部	佐賀県佐賀市東与賀町大字飯盛2634-1	
〃	140,000	R4.6.4	自由民主党佐賀県らんたい支部	佐賀県佐賀市天祐2-2-23	
〃	120,000	R4.6.4	自由民主党佐賀県柔道整復師支部	佐賀県佐賀市嘉瀬町大字中原2092番地	
〃	90,000	R4.6.4	自由民主党佐賀県理学療法士連盟支部	佐賀県唐津市松南町119-2	
〃	90,000	R4.6.4	自由民主党佐賀県造園建設業協会支部	佐賀県佐賀市金立町大字千布637-1	
〃	286,000	R4.6.10	自由民主党川副町支部	佐賀県佐賀市川副町大井道1697-1	
〃	25,000	R4.9.21	自由民主党佐賀県遊技産業支部	佐賀県唐津市長谷18-1-2階	
この頁の小計	891,000				
合 計	16,180,000				

備考 当該政治団体の本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出については、様式(その13)に掲げる支払項目ごとに、その本部又は支部の名称及び主たる事務所の所在地並びに当該交付金の金額及び供与した年月日を該当欄に記載すること。

(その17)

## 資産等の状況

### 1 資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備考
ア 土地	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
イ 建物	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
エ 取得の価格が100万円を超える動産	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。)又は貯金(普通貯金を除く。)	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
カ 金銭 証託	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
キ 有価証券	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ク 出資による権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

(そ0)18)

## 2 資産等の項目別内訳

(7-0) 18

## 2 資産等の項目別内訳

(その 20)

## 宣誓書

## 添付書類（別添のとおり）

- ① 領収書等の写し  
2 監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）  
3 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、眞実に相違ありません。

令和 5 年 / 月 27 日

政治団体の名称 自由民主党佐賀県支部連合会

会計責任者の氏名 永沼 章 / 

代表者の氏名 \_\_\_\_\_ 印

(備考)

- 1 「会計責任者の氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず会計責任者本人が自署すること。  
2 解散の場合のみ「代表者の氏名」欄も、記入押印又は署名とし、署名は必ず代表者本人が自署すること。